

# 第1期室蘭市地域福祉計画

## 第5期地域福祉実践計画

《互いに尊重し 支え合いでつくる だれもが安心してくらせるまち むろらん》

平成28年度～平成32年度



平成28年6月

室蘭市

室蘭市社会福祉協議会

## 目 次

はじめに	1
青山市長挨拶	1
大久保会長挨拶	2
 第1章 計画策定に当たって	3
1 地域福祉の推進	4
2 計画策定の目的	5
3 計画の位置付け	7
4 計画の取組期間	8
 第2章 室蘭市における現状と課題	9
1 統計データから見る室蘭市の現状	10
2 室蘭市における地域福祉の課題	20
 第3章 計画の基本事項	21
1 基本理念	22
2 基本目標	23
3 基本施策	23
4 施策の体系	24
 第4章 施策の展開	25
基本目標1 「互いに尊重し理解をすすめるまちづくり」	26
(1) ノーマライゼーション理念の普及	27
(2) 相談支援の充実	29
(3) 情報発信の強化	31
 基本目標2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」	33
(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進	34
(2) 地域福祉活動の推進	36
(3) 地域福祉の担い手づくりの推進	37
(4) 地域見守り活動の推進	39
 基本目標3 「安心・安全なまちづくり」	42
(1) 住み続けられる環境づくりの推進	43

(2) 安心な福祉サービスの提供	45
(3) 生活困窮者の自立支援及び子どもの貧困対策の推進	47
(4) 権利擁護の推進	49
<b>第5章 計画の推進</b>	<b>51</b>
<b>市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政の協働による計画の推進</b>	
	52
<b>室蘭社協重点推進事業</b>	<b>54</b>
<b>資料編</b>	<b>72</b>
<b>用語説明</b>	<b>74</b>

## はじめに

今日の地域社会を取り巻く状況は、少子高齢化の進展、核家族化の顕在化、生活様式や価値観の多様化により、これまでの家庭や地域における相互扶助機能が薄れ、地域住民相互のつながりも希薄化し、引きこもり、虐待、孤立死、貧困などの新たな社会問題が発生し、行政サービスだけでは対応が難しくなってきている現状があります。一方、その状況を改善すべく、地域において見守りが必要な人とその人の見守りをしている人、あるいは、緊急連絡先などを地域の地図に落とし込み、「地域の支え合いマップ」を作成して地域の見守りや相互扶助の取り組みを進めている事例も見受けられます。そのような状況の中、介護保険制度では平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が始まることになり、既存の介護事業者によるサービスに加え、NPO、ボランティア、町内会・自治会など地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する事業が始まることになっており、地域福祉を推進する様々な主体によるネットワークの構築が必要となっています。

本市はこれまで、福祉に関する計画を策定する場合、高齢者の計画、子どもの計画、障がいのある方の計画とそれぞれ個別に策定し、推進してまいりましたが、社会・経済状況の変化などから個別計画では対応できること、あるいは、地域における独自の見守り体制の構築や「総合事業」の開始など地域の支援・協力が必要なこともありますことから、新たに社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を策定することにいたしました。

「第1期室蘭市地域福祉計画」は、基本理念を「互いに尊重し 支え合いでつくる 安心してくらせるまち むろらん」に定めるとともに、この計画における基本理念を実現するため、民間組織であり地域福祉の推進を主体的に担う社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会（以下「室蘭社協」という。）が策定する「第5期地域福祉実践計画」と一体的に策定することにいたしました。

今後は、本計画の推進に全力で取り組んでまいりますので、市民を始め各種事業者の皆様には、より一層の地域福祉活動へのご参加、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました、室蘭市町内会連合会、室蘭市民生委員児童委員協議会、各地区福祉協議会、各地域包括支援センター、室蘭市ボランティア連絡会など関係機関の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成28年6月  
室蘭市長 青山 剛



## はじめに

依然として全国的に少子・高齢化が進行し、その進行とともに家族機能も縮小し、地域社会における助け合い、支え合う力の衰退傾向が続いています。

本会では互いに助け合う地域社会の構築を目指して、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画の取り組みを第4期地域福祉実践計画にまとめて取り組みを進めて来たところであり、22の実践項目全てに着手し、当初の目的である地域福祉の推進が図られたと考えております。

これまで介護保険制度改革をはじめ、生活困窮者自立支援法、子ども・子育て支援新制度など社会福祉に関する制度が大きく変わりました。

本会としても、これら社会福祉分野の新しい制度に対応した見守り活動などを中心にした取り組みが必要と考えており、室蘭市や室蘭市町内会連合会、室蘭市民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会とも連携・協働を図りながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを図って行く考えであります。

この度策定した、第5期地域福祉実践計画は、基本理念を「互いに尊重し 支え合いでつくる だれもが安心してくらせるまち むろらん」として、室蘭市との共同計画として策定いたしました。

これからも社会的な孤立を防ぐ取り組み、生活困窮状況からの脱却を支援する取り組みを推進し、子どもの貧困対策などを含めて縦割りではなく、生活困窮状態の世帯をトータルにサポートできるよう、生活物資を現物支給する生活支援事業をはじめ、生活福祉資金貸付事業や権利擁護事業など本会が持つ相談・支援機能を最大限生かしながら、室蘭市や関係機関・関係団体とも連携しながら取り組みを進めて参ります。

また、平成29年度から始まる「総合事業」においても、元気な高齢者から要支援者までの多様なニーズにもとづき、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等が求められておりますので、室蘭社協としても様々な連携を図りながら、本計画に基づき、互いに助け合う社会の実現に向けて取り組む考えであります。

結びにあたり、室蘭市町内会連合会や各地区民生委員児童委員協議会及び各地区福祉協議会、各地域包括支援センター、室蘭市ボランティア連絡会など関係機関の皆様からの沢山のご意見をいただきましたことに厚く感謝申し上げます。

平成28年6月  
室蘭市社会福祉協議会  
会長 大久保 昇



# 第1章 計画策定に当たって

## 第1章 計画策定に当たって

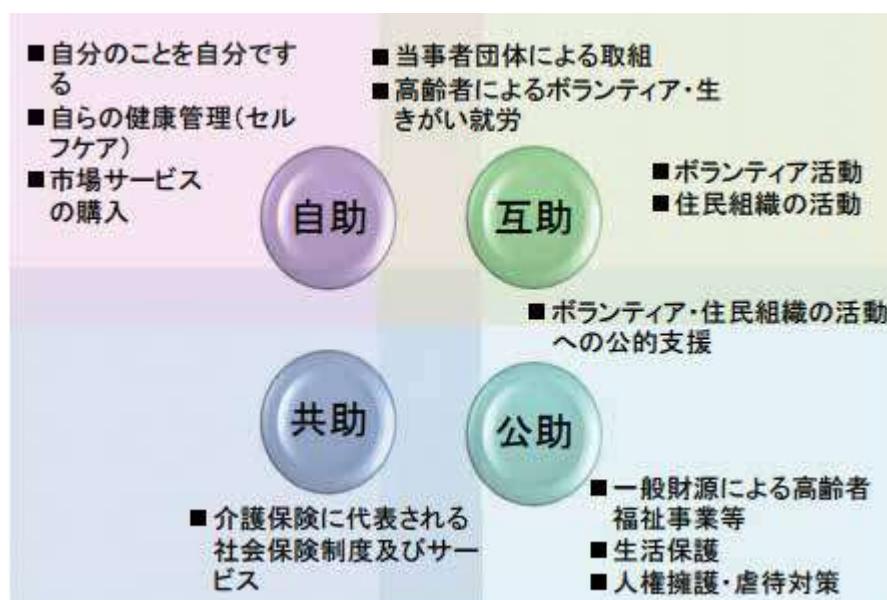
# 1、地域福祉の推進

地域福祉とは、地域で人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作り、市民一人ひとりが日常生活において、幸せを感じることが出来る地域を作るという意味が込められています。

近年、少子高齢化や核家族化が急速に進み、家庭や地域で相互に支え合う仕組みが弱くなっていますが、今こそ地域福祉を推進させることが重要です。

これからまちづくりでは、子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みを作り、持続させていくことが求められています。そのためには、様々な生活課題について市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（互助）、社会保険などの相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していくとする取り組みが必要です。それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることにより、互いに協力し不足を補い協働できる地域社会を目指すことが大切です。

## 自助・互助・共助・公助とは



## 第1章 計画策定に当たって

### 自助・互助・共助・公助という4つの「助」の違いについて

**自助**：住み慣れた地域で暮らすために、自分の力で介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力。

**互助**：家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力。また、それらの活動を発展させると、地域住民やNPO（非営利団体）などによるボランティア活動やシステム化された支援活動となる。

**共助**：制度化された、相互扶助。社会保険制度、医療や年金、介護保険など。

**公助**：自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対して、公的機関が行うもの。例えば、生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当する。

## 2、計画策定の目的

急激に進展する少子高齢化、核家族化、多様な価値観などによる大きな社会環境の変化により生じて来た課題については、これまでの福祉行政だけの対応では難しくなってきていることから、地域社会全体での支え合いが必要となっています。

そのため、国では平成12年に社会福祉の抜本的な制度の見直しを行う社会福祉法を改正し、『地域による支え合い』による福祉を進めて行くとの方向性を示しました。

自治体においても地域福祉を計画的に推進するため、平成15年4月に「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)の策定が定められました。

今回一緒に計画策定を行った室蘭社協は、地区福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、共同募金会、介護保険サービス事業者連絡協議会、ボランティア連絡協議会などの事務局を担当して、各団体と密接に連携して、ボランティア活動や福祉教育の推進のほか、見守り活動のための福祉ネットワーク活動など、地域福祉の推進に向けて、中核となって活動し

## 第1章 計画策定に当たって

ています。このことから、市の「地域福祉計画」と室蘭社協の「地域福祉実践計画」を一体となって策定することが、計画の実行・推進が図られ、より効果的であると判断しました。

地域福祉計画では、現在の公的サービスを公平・効率的に提供することを基本に、市民一人ひとり、室蘭市、室蘭社協、室蘭市町内会連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、共同募金会などが力を合わせて地域の生活課題に取り組んでいくことを目指し、「互いに尊重し 支え合いでつくる だれもが安心してくらせるまち むろらん」を基本理念とし、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

### ●地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係について

「地域福祉計画」は、これまで各個別計画で対応してきた各種福祉施策について、地域福祉に焦点を当てることで、各計画間の横の連携を図ることと、各計画間の狭間で支援の視点から漏れていた生活困窮者等への支援などを盛り込むことで、より地域生活に根差した室蘭市の地域福祉の方向性を示す計画として策定しています。

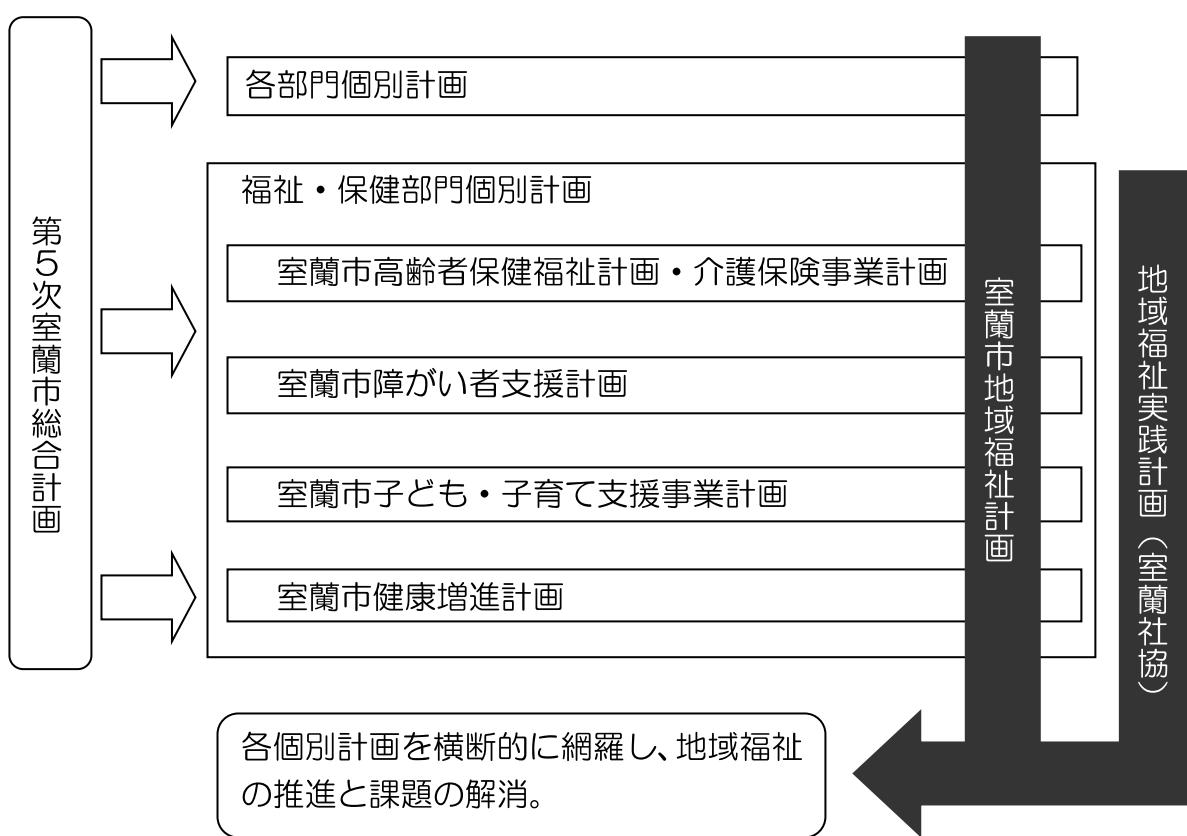
一方、「地域福祉実践計画」は、室蘭社協が福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間活動の自主的な行動計画としての性格を持ち、市民と室蘭社協が協働で取り組む事業についての方向性を定める計画です。

この二つの計画は、それぞれ密接に連携しながら推進する、いわゆる車の両輪の関係にあり、地域福祉の理念を共有しながら取り組みを進めることとしています。

## 第1章 計画策定に当たって

### 3、計画の位置付け

「室蘭市地域福祉計画」は、地域福祉の総合的計画として福祉・保健部門の個別計画と連携するとともに、室蘭社協が策定する「地域福祉実践計画」と一体的に策定し、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築を目指します。

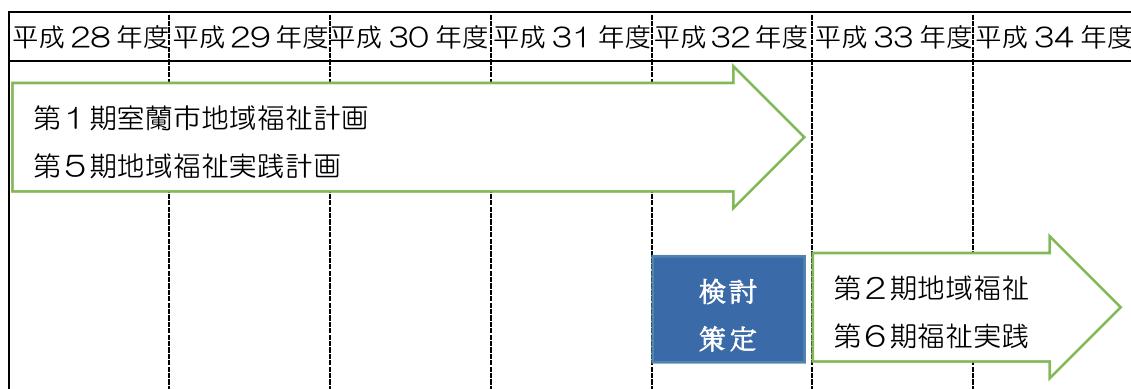


## 第1章 計画策定に当たって

### 4、計画の取組期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

期間中、社会情勢の変化や社会福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画を見直し、他の計画と整合性を図りながら推進を図っていきます。



## 第2章 室蘭市における

## 現状と課題

## 第2章 室蘭市における現状と課題

### 1、 統計データから見る室蘭市の現状

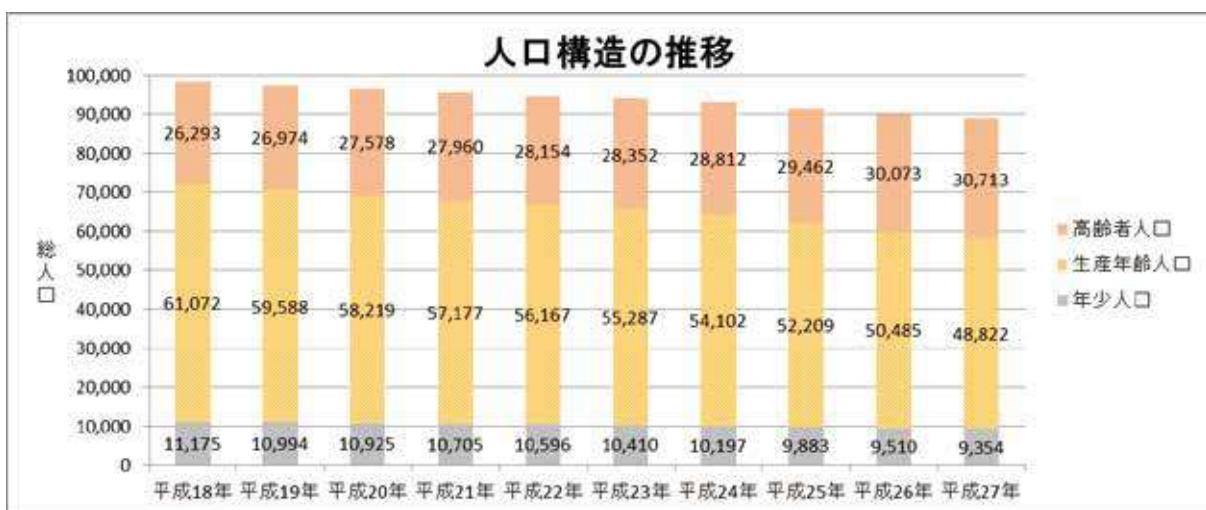
#### ◎人口構造の推移

人口構造を見ると、総人口は漸減傾向にあります。  
区分別に見ると、年少人口と生産年齢人口は漸減傾向となっていますが、  
老齢人口は、漸増傾向にあり、人口比も年々上昇しています。

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口	98,540	97,556	96,722	95,842	94,917	94,049	93,111	91,554	90,068	88,889
年少人口 (0~14歳)	11,175 (11.3%)	10,994 (11.3%)	10,925 (11.3%)	10,705 (11.2%)	10,596 (11.2%)	10,410 (11.1%)	10,197 (11.0%)	9,883 (10.8%)	9,510 (10.6%)	9,354 (10.5%)
生産年齢人口 (15歳~64歳)	61,072 (62.0%)	59,588 (61.1%)	58,219 (60.2%)	57,177 (59.6%)	56,167 (59.2%)	55,287 (58.8%)	54,102 (58.1%)	52,209 (57.0%)	50,485 (56.0%)	48,822 (54.9%)
高齢者人口 (65歳以上)	26,293 (26.7%)	26,974 (27.6%)	27,578 (28.5%)	27,960 (29.2%)	28,154 (29.6%)	28,352 (30.1%)	28,812 (30.9%)	29,462 (32.2%)	30,073 (33.4%)	30,713 (34.6%)

資料:住民基本台帳人口(各年9月末日現在)

※平成24年以降は外国人を含むが、平成23年までの年は外国人の年齢内訳が未把握のため日本人のみ集計



## 第2章 室蘭市における現状と課題

### ◎高齢者人口の推移

高齢者人口が漸増傾向にある中、高齢化率は年々上昇しています。

高齢者人口のうち、65歳から74歳までの前期高齢者はほぼ横ばいですが、75歳以上の後期高齢者は漸増傾向です。

高齢者人口の推移										
区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総人口(A)	98,540	97,556	96,722	95,842	94,917	94,049	93,111	91,554	90,068	88,889
高齢者人口(B)	26,293	26,974	27,578	27,960	28,154	28,352	28,812	29,462	30,073	30,713
65歳～74歳	14,702	14,961	15,049	15,034	14,757	14,547	14,657	14,909	15,292	15,561
75歳以上	11,591	12,013	12,529	12,926	13,397	13,805	14,155	14,553	14,781	15,152
高齢化率(B/A)	26.7%	27.6%	28.5%	29.2%	29.6%	30.1%	30.9%	32.2%	33.4%	34.6%

資料:住民基本台帳人口(各年9月末日現在)

※平成24年以降は外国人を含むが、平成23年までの年は外国人の年齢内訳が未把握のため日本人のみ集計

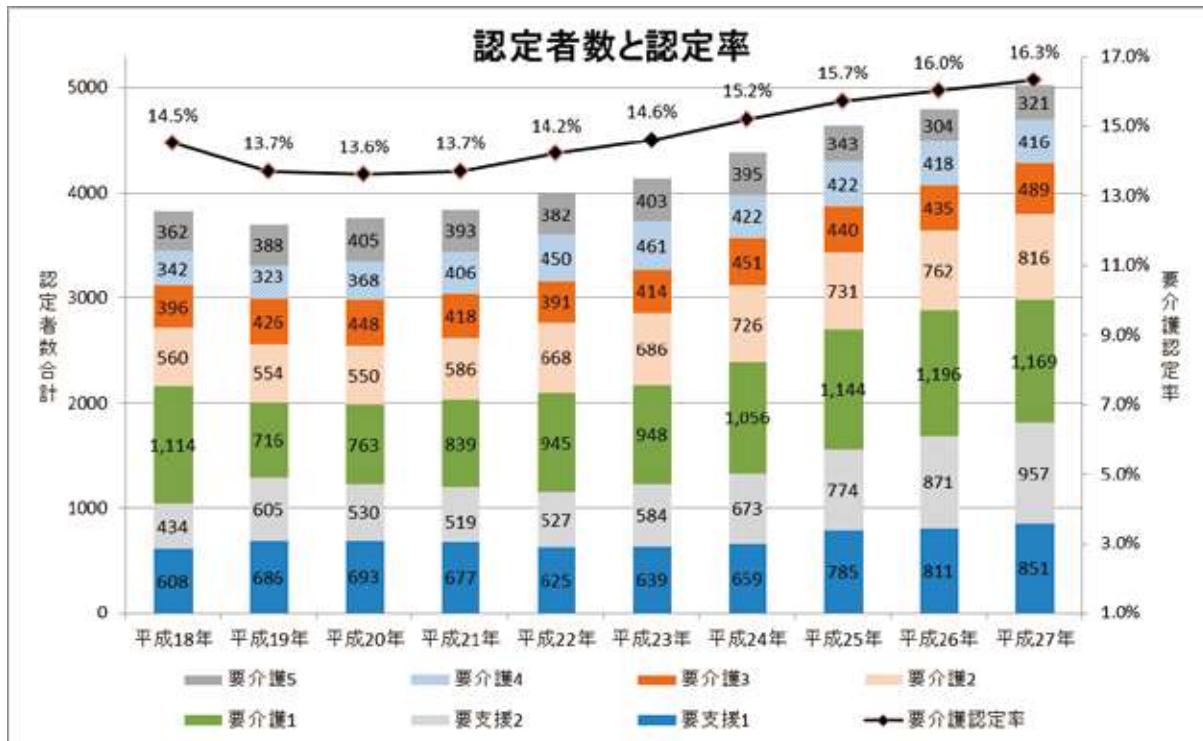


## 第2章 室蘭市における現状と課題

### ◎要支援・要介護認定者の推移

高齢者人口が漸増傾向にある中、認定者数は平成19年度に減少しましたが、平成20年度以降は漸増傾向にあります。認定率は平成19年度から21年度にかけて13%台に低下しましたが、22年度以降上昇傾向にあります。

要支援・要介護認定者の状況											(単位:人)
区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	
高齢者人口(A)	26,293	26,974	27,578	27,960	28,154	28,352	28,812	29,462	30,073	30,713	
65歳～74歳	14,702	14,961	15,049	15,034	14,757	14,547	14,657	14,909	15,292	15,561	
75歳以上	11,591	12,013	12,529	12,926	13,397	13,805	14,155	14,553	14,781	15,152	
認定者数合計	3,959	3,824	3,871	3,957	4,120	4,266	4,510	4,754	4,905	5,116	
第1号被保険者(B)	3,816	3,698	3,757	3,838	3,988	4,135	4,382	4,639	4,797	5,019	
要支援1	608	686	693	677	625	639	659	785	811	851	
要支援2	434	605	530	519	527	584	673	774	871	957	
要介護1	1,114	716	763	839	945	948	1,056	1,144	1,196	1,169	
要介護2	560	554	550	586	668	686	726	731	762	816	
要介護3	396	426	448	418	391	414	451	440	435	489	
要介護4	342	323	368	406	450	461	422	422	418	416	
要介護5	362	388	405	393	382	403	395	343	304	321	
要介護認定率(B/A)	14.5%	13.7%	13.6%	13.7%	14.2%	14.6%	15.2%	15.7%	16.0%	16.3%	
第2号被保険者	143	126	114	119	132	131	128	115	108	97	



## 第2章 室蘭市における現状と課題

### ◎出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は600人台で推移していましたが、平成25年以降500人台に減少しています。  
合計特殊出生率は平成22年から24年にかけて国を上回って推移していましたが、平成25年以降1.3台に低下し国を下回っています。

出生数と合計特殊出生率		(単位:人)								
区分		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
出生数		648	668	647	618	645	641	638	565	537
合計特殊出生率	全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42
	北海道	1.18	1.19	1.20	1.19	1.26	1.25	1.26	1.28	1.27
	室蘭市	1.27	1.34	1.34	1.34	1.48	1.47	1.49	1.39	1.36



## 第2章 室蘭市における現状と課題

### ◎障がいのある人の推移

平成26年度の身体障害者手帳交付者数は、5,479人であり、前年度に比べ144人減少しています。

障害等級別の割合に特徴的な変化は見られません。

障害の種類別では内部障害が増加傾向にあります、他の障害については漸減傾向にあります。

1. 身体障害者手帳交付者数(各年度末現在) (単位:人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	1,554 (27.7%)	1,614 (28.7%)	1,638 (29.0%)	1,636 (29.0%)	1,639 (29.1%)	1,637 (29.1%)	1,609 (29.4%)
2級	952 (17.0%)	940 (16.7%)	898 (15.9%)	884 (15.7%)	870 (15.5%)	858 (15.3%)	827 (15.1%)
3級	887 (15.8%)	883 (15.7%)	901 (16.0%)	907 (16.1%)	871 (15.5%)	886 (15.8%)	853 (15.6%)
4級	1,372 (24.4%)	1,369 (24.3%)	1,390 (24.7%)	1,413 (25.1%)	1,447 (25.7%)	1,459 (25.9%)	1,420 (25.9%)
5級	493 (8.8%)	482 (8.6%)	478 (8.5%)	472 (8.4%)	474 (8.4%)	463 (8.2%)	451 (8.2%)
6級	352 (6.3%)	340 (6.0%)	334 (5.9%)	322 (5.7%)	327 (5.8%)	320 (5.7%)	319 (5.8%)
合計	5,610 (100.0%)	5,628 (100.0%)	5,639 (100.0%)	5,634 (100.0%)	5,628 (100.0%)	5,623 (100.0%)	5,479 (100.0%)



## 第2章 室蘭市における現状と課題

障害種類別人数(各年度末現在)								(単位:人)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
肢体不自由	3,501 (62.4%)	3,512 (62.4%)	3,478 (61.7%)	3,486 (61.9%)	3,478 (61.8%)	3,472 (61.8%)	3,367 (61.5%)	
視覚障害	382 (6.8%)	368 (6.5%)	357 (6.3%)	344 (6.1%)	322 (5.7%)	315 (5.6%)	312 (5.7%)	
聴覚障害	483 (8.6%)	449 (8.0%)	429 (7.6%)	415 (7.3%)	404 (7.2%)	400 (7.1%)	385 (7.0%)	
言語・音声	53 (1.0%)	53 (1.0%)	60 (1.1%)	60 (1.1%)	65 (1.2%)	64 (1.1%)	60 (1.1%)	
内部障害	1,191 (21.2%)	1,246 (22.1%)	1,315 (23.3%)	1,329 (23.6%)	1,359 (24.1%)	1,372 (24.4%)	1,355 (24.7%)	
合計	5,610 (100.0%)	5,628 (100.0%)	5,639 (100.0%)	5,634 (100.0%)	5,628 (100.0%)	5,623 (100.0%)	5,479 (100.0%)	



## 第2章 室蘭市における現状と課題

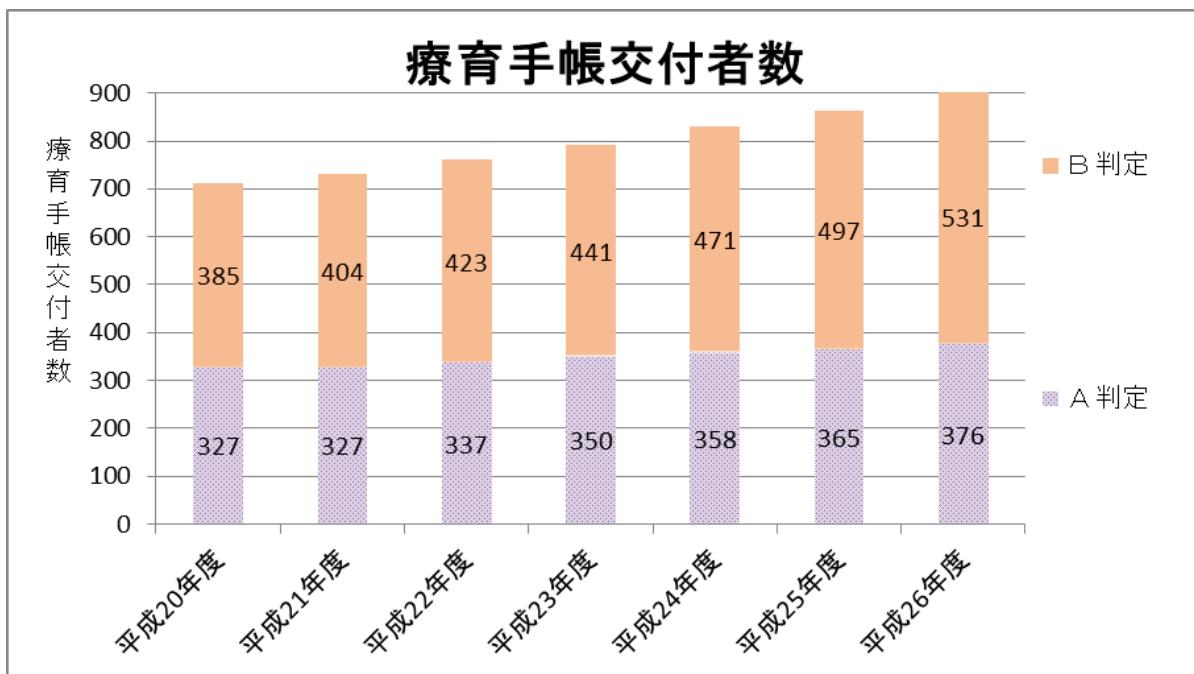
### ◎障がいのある人の推移

療育手帳交付者数は漸増傾向にあり、特にB判定の交付者が毎年20～30人増えています。

2. 療育手帳交付者数(各年度末現在)

(単位:人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
A判定	327 (45.9%)	327 (44.7%)	337 (44.3%)	350 (44.2%)	358 (43.2%)	365 (42.3%)	376 (41.5%)
B判定	385 (54.1%)	404 (55.3%)	423 (55.7%)	441 (55.8%)	471 (56.8%)	497 (57.7%)	531 (58.5%)
合計	712 (100.0%)	731 (100.0%)	760 (100.0%)	791 (100.0%)	829 (100.0%)	862 (100.0%)	907 (100.0%)



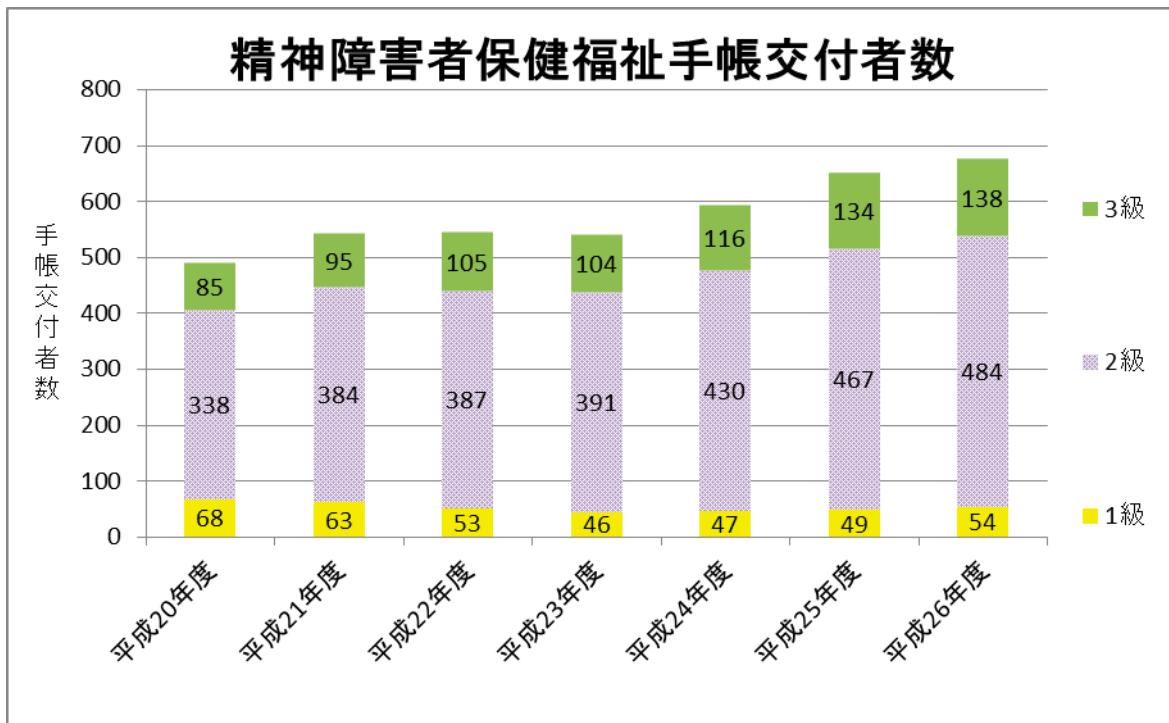
## 第2章 室蘭市における現状と課題

### ◎障がいのある人の推移

平成26年度の精神障害者保健福祉手帳交付者は676人と平成20年度に比べ185人増加しており大幅な増加がみられます。

3. 精神障害者保健福祉手帳交付者数(各年度末現在) (単位:人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	68 (13.9%)	63 (11.6%)	53 (9.7%)	46 (8.5%)	47 (7.9%)	49 (7.5%)	54 (8.0%)
2級	338 (68.8%)	384 (70.9%)	387 (71.0%)	391 (72.3%)	430 (72.5%)	467 (71.9%)	484 (71.6%)
3級	85 (17.3%)	95 (17.5%)	105 (19.3%)	104 (19.2%)	116 (19.6%)	134 (20.6%)	138 (20.4%)
合計	491 (100.0%)	542 (100.0%)	545 (100.0%)	541 (100.0%)	593 (100.0%)	650 (100.0%)	676 (100.0%)



## 第2章 室蘭市における現状と課題

### ◎町内会・自治会の状況

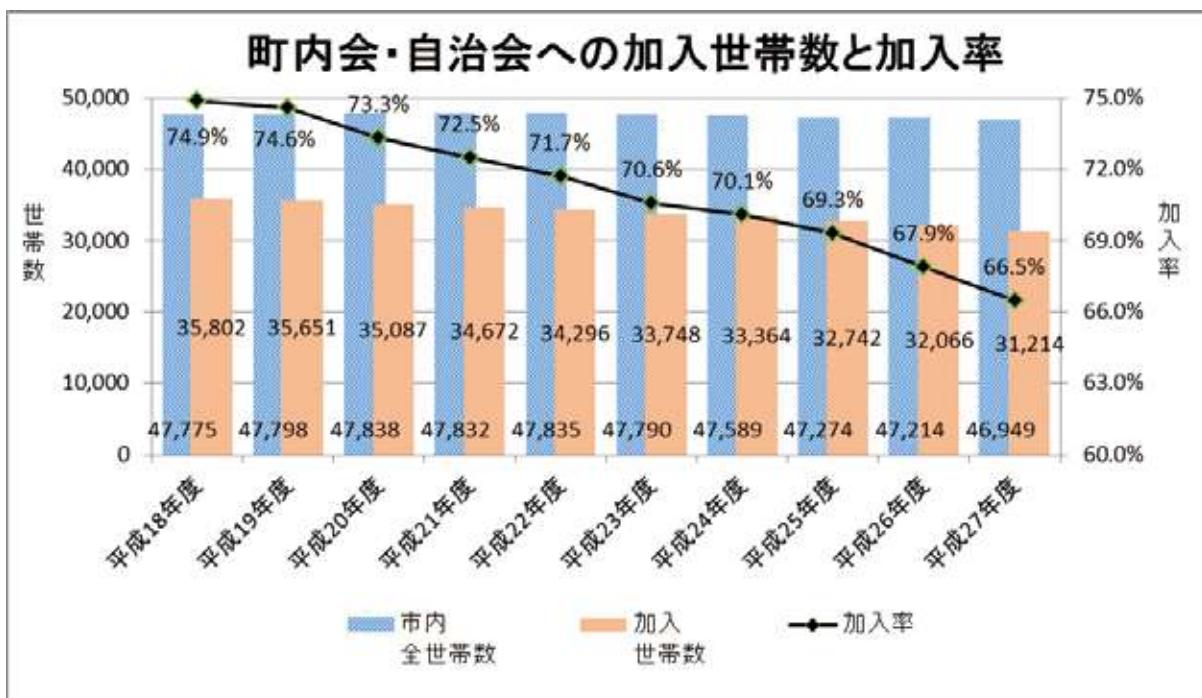
平成27年度の町内会・自治会の数は平成18年度に比べ7つ減っています。  
市内全世帯数、加入世帯数、加入率ともに漸減傾向にあります。

町内会・自治会数、加入世帯数、加入率

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
町内会・ 自治会数	172	173	172	172	172	167	166	165	165	165
市内 全世帯数	47,775	47,798	47,838	47,832	47,835	47,790	47,589	47,274	47,214	46,949
加入 世帯数	35,802	35,651	35,087	34,672	34,296	33,748	33,364	32,742	32,066	31,214
加入率	(74.9%)	(74.6%)	(73.3%)	(72.5%)	(71.7%)	(70.6%)	(70.1%)	(69.3%)	(67.9%)	(66.5%)

※町内会・自治会数は各年度の4月1日現在

※市内全世帯数は前年度の3月末日現在。また、平成26年度より外国人の世帯を含む。



## 第2章 室蘭市における現状と課題

### ◎被保護世帯数等の推移

平成18年度以降生活保護世帯数は漸増傾向にありましたが、平成25年度を境に減少傾向にあります。

被保護人員も被世帯数と同様の傾向がみられます。

保護率にも同様の傾向がみられますが人口に対する割合は高い状況にあります。

被保護世帯数等の状況											(単位:世帯、人)
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
被保護世帯数	2,203	2,226	2,251	2,319	2,405	2,513	2,576	2,629	2,624	2,564	
高齢	933	966	1,011	1,035	1,066	1,119	1,157	1,224	1,263	1,299	
母子	248	248	236	237	238	238	233	235	239	221	
障害	229	229	231	239	243	237	241	244	244	233	
傷病	655	627	480	483	521	567	563	546	525	493	
その他	138	156	293	325	337	352	382	380	353	318	
被保護人員数	3,280	3,302	3,319	3,391	3,504	3,635	3,691	3,717	3,676	3,545	
保護率	33.3‰	33.9‰	34.3‰	35.4‰	36.9‰	38.7‰	39.8‰	40.9‰	40.9‰	39.8‰	

※各数値は年度平均値、H27は9月末までの半年の平均値

※保護率は人口1,000人あたりに対する割合



## 第2章 室蘭市における現状と課題

### 2、 室蘭市における地域福祉の課題

本市の人口動態は減少が続いている、その内訳を見ると、高齢者人口の増加と出生数の減少により高齢化は右肩上がりで進行しており、平成27年度の高齢化率は34.6%となっています。とりわけ後期高齢者人口は着実に増加しており、高齢化の進展により、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者、あるいは高齢者のみの世帯などは今後も増加することが見込まれており、地域で高齢者世帯を支える取り組みの強化が課題となっています。

出生数は平成25年以降500人台に減少しており、自然減による人口減少の要因のひとつとなっており、子どもを産み育てる環境の整備が喫緊の課題となってきたことから、「子育て応援プラン」を策定し各種事業を開催しておりますが、子育て支援は市民、地域、事業者、社会福祉協議会、行政が一体となって様々な視点からの支援が必要であり、今後も継続した取り組みが必要です。

本市の介護保険における認定者数と認定率は、近年ともに漸増傾向にあります、平成22年度以降要支援2の認定者の増加が顕著であり、それらの方々の重度化を防ぐための取り組みや、介護認定を受けていない方々を対象とした介護予防事業の充実が求められます。とりわけ、平成29年度に実施予定の「総合事業」は、既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど様々な主体の参画を促し、利用者の選択肢の多様化を目指すとともに、高齢者の社会参加を推進するための取り組みが必要です。

障がいのある人の状況は、身体障害者手帳の交付者は平成25年まで5,600人台で推移していましたが、平成26年に5,479人となり、減少傾向が伺えますが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付者の数は年々増加傾向にあります。知的・精神障がい者や認知症高齢者の増加は将来的に成年後見制度の重要性が一層増すことにつながり、また、それらの方々の在宅生活を支える取り組みの充実が必要となっています。

市内の町内会・自治会は、会自体の減少に加え、加入世帯数、加入率ともに右肩下がりで減少しています。このことは、地域コミュニティの衰退を意味しており、今後の地域での各種見守りや高齢者の生活を支える取り組みの推進にとって大きな課題となっています。

## 第3章 計画の基本事項

## 第3章 計画の基本事項

### 1、 基本理念

地域福祉とは、地域で人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作り、市民一人ひとりが日常生活において、幸せを感じることが出来る地域を作るという意味が込められています。

地域福祉の実践に向け、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、全ての市民が幸せを感じることが出来るよう、第1期室蘭市地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画では、基本理念を定めています。

**“互いに尊重し 支え合いでつくる  
だれもが安心してくらせるまち むろらん”**

#### “互いに尊重し”

私たち市民一人ひとりが、室蘭を愛し、年齢や性別、職業、障がいの有無などにかかわらずお互いの立場や考え方を理解し、尊重しながら、それぞれの個性を活かしながら力を合わせて、行動します。

#### “支え合いでつくる”

地域のしあわせは、地域の限られた人たちの努力、特定の団体、行政の力だけでは実現できません。

室蘭市民が一体となって、思いやりをもちながら互いに支え合って、地域のしあわせを実現するために力を合わせて、行動します。

#### “だれもが安心してくらせるまち むろらん”

この計画では、お互いを思いやりながらやさしさで見守ることを目指しています。

市民みんなが誇れるまちとして、ふれあいとあたたかい地域社会をめざし

### 第3章 計画の基本事項

て、だれもが安心して暮らせる生きがいのあるまちづくりに努めます。

## 2、 基本目標

基本理念を実現するために、3つの柱を基本目標として福祉のまちづくりを推進していきます。

- ① 互いに尊重し理解をすすめるまちづくり
- ② 「お互いさま」地域で支え合うまちづくり
- ③ 安心・安全なまちづくり

## 3、 基本施策

基本目標を実現するために、その目標ごとに基本施策を設定し、地域福祉に関する方向性を定めて、具体的な事業推進を図ります。

この計画を進めるためには、各取組の中で「自助」「共助」「互助」「公助」を生かしつつ、「市民」「地域」「事業者等」「社会福祉協議会」「行政」が一体となって地域福祉の推進を図って行くことを目指しています。

自助	市民	地域福祉推進の主役である市民は、福祉サービスの受け手と担い手の両方の役割を持っており、自分の力でできることは自分で行う意識が必要です。
互助	地域	地域住民、町内会・自治会、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア団体等が力を合わせて地域福祉を推進することが必要です。
共助	事業者等	NPO法人、社会福祉法人、サービス事業者、医療機関、企業等それぞれが地域福祉を推進する意識が必要です。
	社会福祉協議会	社会福祉法に基づく地域福祉を推進する民間団体として、様々な団体等との協働により地域福祉を推進します。
公助	行政	市の福祉・保健・医療・環境・教育等他の生活関連部局と密接に連携して地域福祉を推進します。

### 第3章 計画の基本事項

## 4、施策の体系

### 《基本理念》

互いに尊重し 支え合いでつくる だれもが安心してくらせるまち むろらん

基本目標	基本施策	具体的な取組
1 「互いに尊重し 理解をすすめる まちづくり」	(1)ノーマライゼーション理念の普及	心のバリアフリーの推進 障がい者理解の推進 認知症の方への支援
	(2)相談支援の充実	相談体制の充実 相談支援機関との情報共有と連携の推進
	(3)情報発信の強化	福祉情報の発信 プライバシー・個人情報の適正な取り扱い 情報共有化による支援体制の整備
2 「『お互いさま』地域で支え 合うまちづくり」	(1)地域で支え合う仕 組みづくりの推進	地域ごとの課題の把握 顔の見えるネットワークの構築 世代間交流の促進
	(2)地域福祉活動の推 進	活動・交流の拠点づくりと連携の促進 健康・介護予防の推進
	(3)地域福祉の担い手 づくりの推進	ボランティアの育成 町内会・自治会との連携 知識や技術、経験を活かしながら活動できる仕組 みづくり
	(4)地域見守り活動の 推進	地域での孤立化の防止 住民相互のネットワークづくり 活動団体のレベルアップと交流・連携の推進
3 「安心・安全な まちづくり」	(1)住み続けられる環 境づくりの推進	地域包括ケア体制の構築 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進 避難行動要支援者への体制構築
	(2)安心な福祉サービ スの提供	福祉サービスの充実 新たな総合事業（生活支援サービス）の展開 第三者評価・自己評価の促進
	(3)生活困窮者の自立 支援及び子どもの貧困 対策の推進	生活困窮者自立支援 子どもの貧困対策
	(4)権利擁護の推進	日常生活自立支援事業・成年後見制度の周知と室 蘭成年後見支援センターの活動推進 虐待防止とDV（ドメスティックバイオレンス）防止

## 第4章 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 「互いに尊重し理解をすすめるまちづくり」

心身ともに健康で安らぎのある生活をおくれるまちづくりを進めるためには、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらずお互いの立場や思いを理解し、尊重しながら、それぞれの特徴を生かしながら力を合わせて行動することが必要です。

市民一人ひとりが、生活や活動の中で地域の福祉課題や必要とされる取り組みに目を向けて、差別や偏見がなく福祉サービスを受けたり、提供したりする地域福祉活動の実践に取り組みます。

#### 【主な地域課題】

##### ★高齢者や障がい者への理解が不足している

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している
- ・障がい者の地域行事等への参加機会が少ない
- ・障がい者・認知症高齢者・ひきこもり等に対しての社会的偏見

##### ★相談支援機関への連携が整っていない

- ・自分が何に困っているのか良く分からず自分から発信できない
- ・困っていることを知られたくないから発信しない
- ・近隣への無関心から困っている人を地域で発見することができない
- ・相談支援機関の相談員のスキルアップ
- ・個人情報保護を意識するあまり支援機関間の連携が不十分になっている

##### ★福祉サービスの情報発信が不足している

- ・困っていても様々な福祉サービスや相談支援機関を知らない人がいる

## 第4章 施策の展開

### (1) ノーマライゼーション理念の普及

地域福祉を進めるためにも「障がいのある人もない人も地域で同じように生活を営める社会が普通の社会」と言う「ノーマライゼーション」の考え方方が広く地域に浸透しなければなりません。そのため、すべての人々が障がい者等を理解し、誰もが参加できる社会環境づくりを推進して、障がい者自身が生き方を選択し、自立と社会参加が出来るよう支援を行います。

#### 《心のバリアフリーの推進》

区分	取組内容
市 民	年齢・性別・障がいの有無などに関わらず、地域で共に暮らしていることを理解し、相手を尊重しましょう。
地 域	お互いの意見や気持ちを尊重し、障がい者や高齢者等が地域行事に参加しやすいように取り組みます。
事業者等	障がい者や高齢者の雇用や就労支援に努力し、社会参加に向けて取り組みます。
社会福祉協議会	障がい者や高齢者等が気軽に立ち寄れるサロン事業の拡大や声掛け・見守りなどの活動を関係機関・団体と協力・連携して取り組みます。 障がい者の活動を市民に紹介する「ふれあい祭り」など障がい者団体の活動支援に取り組みます。
行 政	地域の高齢者、子ども、乳幼児とその親など多世代の交流拠点や、地域住民が気軽に立ち寄れ楽しみながら介護予防・健康づくりなどに取り組める拠点等の整備に取り組みます。 障がい者や認知症高齢者に関する理解促進のための研修会の開催と支援に取り組みます。

## 第4章 施策の展開

### 《障がい者理解の推進》

区分	取組内容
市 民	障がいの有無に関わらず、地域で共に暮らしていることを理解し、相手を尊重しましょう。
地 域	障がい者とその家族の意見や気持ちを尊重し、様々な行事に参加しやすいように取り組みます。
事業者等	障がい者の雇用に努力し、社会参加に向けて取り組みます。
社会福祉協議会	“ふれあい祭り”など障がい者団体の活動支援に取り組みます。
行 政	障がい者支援計画を中心に障がい者への理解・雇用促進につながるよう取り組みを進めます。

### 《認知症の方への支援》

区分	取組内容
市 民	認知症サポーター養成講座を受講して、認知症の方の地域での暮らしをサポートしましょう。(オレンジネット登録)
地 域	認知症高齢者見守り事業であるオレンジネットに登録し、認知症の方の地域での暮らしをサポートします。 認知症の方の意見や気持ちを尊重し、様々な行事に参加しやすいように取り組みます。
事業者等	オレンジネットに登録し、認知症の方の地域での暮らしをサポートします。
社会福祉協議会	日常生活自立支援事業や室蘭成年後見支援センターなどで認知症の方の支援に取り組みます。
行 政	医療・福祉の連携により予防・早期発見・介護者支援などの認知症に関する各種事業を推進し、認知症の方の在宅生活を支えます。 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを養成します。

## 第4章 施策の展開

### (2) 相談支援の充実

高齢者の相談に対応する地域包括支援センターや障がい者の相談に対応する基幹相談支援センター、子ども、子育ての相談に対応する子育て相談ふれあいセンター、生活困窮者に対する生活支援相談室など相談支援のための体制は整ってきてますが、貧困や虐待など複合的な要因を抱えている人もいることから、相談窓口間の横の連携を深めることで相談支援の充実に努めていきます。

#### 《相談体制の充実》

区分	取組内容
市 民	困りごとがあるときは自分で抱え込まず相談支援機関を利用しましょう。また、周りの困っている人の情報を相談支援機関につなげましょう。
地 域	支援を必要とする人の情報を把握し相談支援機関につなげます。
事業者等	事業活動を通じて支援が必要な人を見つけ、相談支援機関につなげます。 相談支援機関として施設の周知と利用しやすい環境整備、相談員のスキルアップに努めます。
社会福祉協議会	相談支援機関として施設の周知と利用しやすい環境整備、相談員のスキルアップに努めます。
行 政	多様化する相談案件に対応するため、相談員の質的向上に努めるとともに、相談しやすい環境を整備し相談支援の充実に努めます。

## 第4章 施策の展開

### «相談支援機関の情報共有と連携の推進»

区分	取組内容
市 民	困りごとがあるときは自分で抱え込みず相談支援機関を利用しましょう。また、周りの困っている人の情報を相談支援機関につなげましょう。
地 域	支援を必要とする人の情報収集に地域で取り組み、その情報を共有し支援するとともに、相談支援機関との連携に取り組みます。
事業者等	事業活動を通じて、支援が必要な人を見つけ、相談支援機関につなげます。 相談支援機関の連携を密にし、困難事例等の対応事例を共同研究し相談支援スキルの向上と情報の共有に努めます。
社会福祉協議会	相談支援機関の連携を密にし、困難事例等の対応事例を共同研究し相談支援スキルの向上と情報の共有に努めます。
行 政	関係機関、団体と連携して相談支援の充実に努めるとともに、行政機関内の横の連携、情報共有に努め、適切な支援へつなげます。

## 第4章 施策の展開

### （3）情報発信の強化

市民が適切な福祉サービスを受けられるよう、福祉情報の発信に努めます。

それぞれが抱えている悩みや持っている特性などについて、住民相互の理解促進を図るための情報発信を行い、理解不足などによる偏見や差別などが無くなるように取り組みます。

#### 《福祉情報の発信》

区分	取組内容
市 民	困っていることや自分が出来ることなどを様々な機会に情報発信に努めましょう。
地 域	高齢者や障がい者などが情報発信しやすいよう、交流の場や行事などを工夫します。
事業者等	地域行事などに参画・参加し、地域との交流の中で情報収集や情報発信に取り組みます。 情報発信の方法を工夫し、分かりやすい福祉情報の発信に努めます。
社会福祉協議会	高齢者や障がい者及び子育てなどで様々な福祉サービスが利用できるよう、マスコミや社協だより・ホームページなど様々な媒体を使って情報発信の強化に取り組みます。 情報発信の方法を工夫し、分かりやすい福祉情報の発信に努めます。
行 政	様々な福祉施策を誰もが理解できるよう、また、世代間や年齢・性別等で理解に格差が生じないように取り組みます。 広報紙や情報誌など情報発信の方法を工夫し、分かりやすい福祉情報の発信に努めます。

## 第4章 施策の展開

### 『プライバシー・個人情報の適正な取り扱い』

区分	取組内容
市 民	個人情報保護に配慮しながら支援を必要とする人がいた時は、関係機関につなぎましょう。
地 域	地域で集めた支援を必要とする人や支援されている人の情報は外部漏洩等が生じないよう適正に管理します。
事業者等	個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部漏洩等が生じないよう適正に管理します。
社会福祉協議会	個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部漏洩等が生じないよう適正に管理します。
行 政	個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部漏洩等が生じないよう適正に管理します。

### 『情報共有化による支援体制の整備』

区分	取組内容
市 民	地域のサロンや行事に参加して自分のことを知っている人を増やすことで、相互に助け合える人間関係を作りましょう。
地 域	高齢者や障がい者、子育て世帯などが交流しやすいサロン事業や行事などを工夫します。
事業者等	行政や他の相談支援機関と情報を共有化することで複合的な問題を抱える相談者等にも適切に対応します。
社会福祉協議会	高齢者や障がい者、子育て世帯などが交流しやすいサロン事業や行事などを開催・支援します。 行政や他の相談支援機関と情報を共有化することで複合的な問題を抱える相談者等にも適切に対応します。
行 政	関係機関との情報ネットワークにより、災害・行方不明・安否確認などいざというとき早急に対応できる体制を推進するとともに、通常時から地域や団体等の見守り・声掛けを促進するため、個人情報保護に配慮しながら適正な情報共有化の整備を進めます。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

少子高齢化が進み、核家族化と個人意識の高まりなど地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、福祉の担い手が行政（公助）だけでは対応できなくなっています。

そのような状況の中、地域が主体となって子どもの見守りや高齢者世帯を支える取り組みなどが着実に進んでいる現状があります。そのような取り組みを全市的な取り組みとして進めていくには、市民一人ひとりが「お互いさま」の気持ちで相手に接し、助け合い、支え合いの心を育むことで、思いやりのある地域づくりの推進につながっていきます。

また、ボランティア活動の人材育成など地域福祉を支える取り組みをとおして、自分たちのまちを愛し、困っている人を支援する意識の醸成を図ることで、地域で支え合うまちづくりを進めています。

#### 【主な地域課題】

##### ★高齢者や障がい者への理解が不足している

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している
- ・障がい者も地域で生活をしよう

##### ★障がい者、支援の必要な高齢者の情報が不足している

- ・個人情報保護への配慮から情報の共有化が進んでいない

##### ★環境・体制が整っていない

- ・相談支援機関の連携が進んでいないところがある
- ・相談支援機関の情報交換の場が不足している

##### ★地域住民のつながりが低下している

- ・地域の住民同士の交流が少なく、特に集合（賃貸）住宅等の入居者との関わりが少ない
- ・町内会・自治会への加入理解が低下している
- ・若い世代の地域行事等への参加が少ない

##### ★地域福祉を支える人材が不足している

- ・地域に精通したボランティアが不足している

## 第4章 施策の展開

- ・高齢化により、町会役員や福祉委員などのなり手がない

### ★その他

- ・健康診断、がん検診等の受診率が低い

#### (1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯あるいは親子などの高齢者のみの世帯の増加により、福祉ニーズの増大や多様化が進むことが予想されます。そのため、行政や社会福祉協議会による福祉サービスに加えて、地域で活動している民生委員児童委員協議会、地区福祉協議会、町内会・自治会、事業者等、その他団体等と連携して、様々な主体による支援を拡充するとともに、住民相互の日頃からの支え合い活動を活発にしていくことが大切です。

#### 《地域ごとの課題の把握》

区分	取組内容
市 民	積極的に周囲と交流を図り、自分のことを人に知ってもらい、助け上手、助けられ上手になります。
地 域	地域で見守りが必要な人や、気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、温かく支援します。
事 業 者 等	地区連合町会や地区民生委員児童委員協議会と連携して地域ごとの課題の把握と支援に努めます。
社会福祉協議会	町内会・自治会と連携した福祉委員の委嘱を行うとともに、地区連合町会や地区民生委員児童委員協議会などとも協力して地区ごとの課題の把握と支援に努めます。 各地区民生委員児童委員協議会が作成している「支え合いマップ」の運用や他地区におけるマップ作成を支援します。
行 政	室蘭市町内会連合会や民生委員児童委員協議会、室蘭社協などと連携して、地域ごとの活動に対して支援します。

## 第4章 施策の展開

### 《顔の見えるネットワークの構築》

区分	取組内容
市 民	積極的に周囲と交流を図り、自分のことを人に知ってもらい、助け上手、助けられ上手になります。
地 域	地域で見守りが必要な人や気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、有効に活用します。
事業者等	町内会・自治会の集まりなどに参加して互いの顔が分かる関係を築き連絡・相談しやすい関係を目指します。
社会福祉協議会	関係事業者・団体や室蘭市町内会連合会、民生委員児童委員協議会などのパイプ役として各種関係団体の連携をスムーズに進めるよう取り組みます。
行 政	関係事業者や関係団体、社会福祉協議会などが情報交換する場や機会の提供に取り組みます。

### 《世代間交流の促進》

区分	取組内容
市 民	地域のイベントに参加するなど、世代間交流に進んで参加しましょう。
地 域	世代間交流が図られるよう、交流の場や行事などを工夫して実施します。
事業者等	高齢者や子育て世代も参加しやすいよう配慮した、世代間交流が図られる交流の場や行事などを工夫して実施します。
社会福祉協議会	高齢者や子育て世代も参加しやすいよう配慮した、世代間交流が図られる交流の場や行事などを工夫して実施します。
行 政	高齢者や子育て世代も参加しやすいよう配慮した世代間交流が図られる交流の場や行事の開催などを促進します。 公共施設の再編・整備においては、世代間交流の推進が図られるよう配慮します。

## 第4章 施策の展開

### （2）地域福祉活動の推進

地域の福祉活動は、市民一人ひとりの役割に加えて、福祉活動を推進する関係団体の役割が重要であり、その活動への支援のほか各団体間の情報共有や活動の調整等も必要です。そのため、インフォーマルな地域資源（市民、地域、事業者・社協等）とフォーマルな地域資源（行政等）とが連携した福祉活動の推進が重要となっています。

#### 《活動・交流の拠点づくりと連携の促進》

区分	取組内容
市 民	積極的に周囲と交流を図り、地域の一員として、福祉活動に関心を持ち、積極的に福祉活動に参加しましょう。
地 域	関係機関・団体と協働し、身近な地域活動・交流の拠点づくりに努めます。
事業者等	地域と協働し、身近な地域活動・交流の拠点づくりに努めます。
社会福祉協議会	地域、関係団体、行政等と連携・協力して、身近な地域活動・交流の拠点づくりを支援します。
行 政	地域、関係団体、社会福祉協議会等と連携・協力して、身近な地域活動・交流の拠点づくりを支援します。

## 第4章 施策の展開

### 《健康・介護予防の推進》

区分	取組内容
市 民	日頃から適度な運動・栄養・休息を心がけ、生活習慣病の予防に努めましょう。 定期的に健診を受けて、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう。
地 域	地域行事に健康増進につながることを組み入れて、地域で健康増進に取り組みます。 介護予防活動に地域で取り組みます。
事業者等	事業者として社員等の健・検診受診に配慮するとともに、年次有給休暇等の計画的取得を奨励します。
社会福祉協議会	介護支援ボランティアやサロン等の推進などにより、積極的に介護予防・健康増進に取り組みます。
行 政	健康教室、健康相談、健・検診など各種事業を実施し、健康増進、がん予防、介護予防を推進します。

### (3) 地域福祉の担い手づくりの推進

地域の福祉活動において、特定の人に過度の負担がかからないように、将来の地域福祉活動を担う人材の育成を図ります。

## 第4章 施策の展開

### 《ボランティアの育成》

区分	取組内容
市 民	社会福祉活動に関心を持ち積極的に参加しましょう。
地 域	地域の福祉施設と連携して幅広い世代が活動に参加できるよう、呼びかけや参加しやすい雰囲気づくりに努めます。
事業者等	ボランティアを積極的に受け入れたり、従業員がボランティア活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。
社会福祉協議会	各種事業を通じて、ボランティア活動を担う人材の発掘に協力します。 子ども達がボランティアに関心を持つように、高齢者・障がい者の疑似体験や実践発表等を行います。
行 政	福祉活動を担う人材の育成に協力します。 幅広い世代が活動に参加できるよう、呼びかけや運営に協力します。

### 《町内会・自治会との連携》

区分	取組内容
市 民	地域に関心を持ち、町内会・自治会活動に積極的に参加しましょう。
地 域	特定の人だけに役割が集中して負担とならないように、将来も見据えた役割分担や人材の育成に努めます。 幅広い世代が活動に参加できるよう、呼びかけや参加しやすい運営に努めます。
事業者等	地域の一員として町内会・自治会活動へ協力します。
社会福祉協議会	地域が行う各種事業を通じて、福祉委員・民生委員児童委員・老人クラブなどと連携して活動を担う人材の発掘に協力します。 幅広い世代が活動に参加できるよう、呼びかけや運営に協力します。
行 政	町内会・自治会活動を担う人材の育成に協力し、活動を促進するための助成を行います。 幅広い世代が活動に参加できるよう、呼びかけや運営に協力します。

## 第4章 施策の展開

### 『知識や技術、経験を活かしながら活動できる仕組みづくり』

区分	取組内容
市 民	自らの知識や技術・経験を活かすため、シルバー人材センター等に登録したり、地域福祉活動に積極的に参加します。
地 域	町内会・自治会活動、ボランティア活動などに、さまざまな住民の力を活用します。
事業者等	高齢者の就業機会の拡充に協力します。
社会福祉協議会	介護支援ボランティア制度など高齢者が知識や技術、経験を活かして行う活動に対して支援します。
行 政	高齢者の就業機会拡充のためシルバー人材センターを支援します。

#### (4) 地域見守り活動の推進

地域で孤立し、相談しにくい課題を抱えている人を早期に見つけ出すには、隣近所などで日常的な見守り、声かけなどが必要になっています。地域の見守り活動は、防犯や事故防止などにもつながり、安全・安心なまちづくりに寄与します。子どもの登下校の見守りや、隣近所の安全確認などに、誰もが積極的に参加することが大切です。

一方、見守られている人が、監視されている・負い目を感じてしまう場合があるため、プライバシーに配慮したり、地域で役割を分かれ合うことができる仕組みづくりも必要です。

## 第4章 施策の展開

### 《地域での孤立化の防止》

区分	取組内容
市 民	隣近所の人や地域の子ども・高齢者などを見守るとともに、自分のことも地域の人に知ってもらい、助け上手・助けられ上手になりましょう。 地域のサロン事業に積極的に参加しましょう。
地 域	地域で見守りが必要な人や気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、温かく支援します。 地域住民の交流の場としてサロン事業を実施します。
事業者等	事業活動を通じて、支援が必要な人を見つけた時は、関係機関・団体と連携し、適切な支援につなげて行きます。 地域で行われるサロン事業を支援します。
社会福祉協議会	福祉委員、民生委員児童委員などの関係機関・団体と連携して、見守り活動を支援します。 さまざまな主体が実施するサロン事業を支援します。 地区民生委員児童委員協議会が作成する「支え合いマップ」の作成を支援します。
行 政	「高齢者たすけ隊・見守り隊」の活動促進や町内会・自治会活動への支援を行います。

### 《住民相互のネットワークづくり》

区分	取組内容
市 民	信頼できる友人・近隣の人と交流し、お互いに助け合う関係を作りましょう。
地 域	地域が一体となって、あいさつや地域活動など、日常生活での交流を活発にします。
事業者等	事業の拠点を中心に、地域との交流活動を積極的に行います。
社会福祉協議会	関係機関と連携をして、人と人とのネットワークづくりを支援します。
行 政	地域での支え合い、助け合いへの取り組みを支援します。

## 第4章 施策の展開

### 『活動団体のレベルアップと交流・連携の推進』

区分	取組内容
市 民	地域の一員として、自分ができることを考え実行します。
地 域	それぞれの地域の課題を把握し、また、他の地域との交流を図り、問題解決へ地域が一体となって取り組みます。
事業者等	それぞれの専門性や特長を活かし、地域の取り組みへ支援・協力します。
社会福祉協議会	室蘭社協のネットワークや特長を活かし、地域の取り組みへ支援・協力します。
行 政	活動団体の交流する場を提供し、情報交換、技術の向上に向けて支援します。

## 第4章 施策の展開

### 基本目標3 「安心・安全なまちづくり」

地域住民同士が知り合い、助け合い、支えられる関係づくりが地域福祉の向上に必要不可欠となっています。

また、社会状況の変化に伴い、ひきこもり、生活困窮、子どもの貧困などの課題への対応も必要となってきており、行政をはじめ様々な関係機関と連携を図りながら、地域で安心して生活ができるように支援を行っていきます。

さらに、病気・障がい等で介護が必要な人の在宅生活を、医療機関を含めた多職種で支える「地域包括ケア体制」の構築や様々な機関・団体の参画により介護予防・日常生活を支援する「総合事業」を取り組んでいきます。

認知症高齢者や知的・精神障がい者の中には、日常生活における金銭管理や公共料金の支払いなどで支援が必要な人が増加しています。これからも、地域で安心して暮らして行けるように、日常生活における各種支払いなどの支援を行う「日常生活自立支援事業」や家庭裁判所から選任され身上監護や金銭管理を行う「成年後見支援センター事業」など個人の尊厳を尊重しながら、本人等の意向に基づき支援を行います。

誰もが利用しやすい効果的な行政サービスとなるよう、各種支援制度の周知を行い、住み慣れた地域で、安心して住み続けられるまちづくりに向けて福祉サービスの環境づくりを進めて行きます。

#### 【主な地域課題】

##### ★地域福祉に対するニーズが多種多様、多岐にわたっている

- ・地域等で少し支援（買い物、雪かき等）があれば、日常生活を維持できる人が増えてきている
- ・近年の局地的な大雨による洪水・土砂災害、地震・津波などに備えた体制整備が必要となっている
- ・子どもの貧困を含めた生活困窮者の自立に向けた取り組みを進める必要がある
- ・核家族化により子育て世帯や認知症高齢者世帯への地域の関わりが薄くなり虐待等が潜在化しやすくなっている

##### ★高齢化に伴い認知症高齢者が増加している

- ・認知症の人が増え、施設整備に加え在宅生活を支える取り組みの強化が必要となっている

## 第4章 施策の展開

- ・介護負担や認知症・障がい者への理解が低い
- ・高齢者を狙った詐欺事件が増加している

### (1) 住み続けられる環境づくりの推進

町内会・自治会や関係機関・団体が協働し、日頃からの地域の支え合いや防災訓練等の災害に備えた活動を推進します。

また、子育てと認知症高齢者支援の充実を図り、健康づくり・介護予防の推進を図ります。

#### 《地域包括ケア体制の構築》

区分	取組内容
市 民	できる範囲で地域の支え合い活動に協力するとともに、自身の健康維持のため健康づくり・介護予防事業に参加しましょう。
地 域	地域の高齢者等が自分らしい生活を送れるよう、関係機関等と連携して見守り活動等を実施します。 地域の人が参加しやすいサロンの開設や健康づくり・介護予防事業に協力します。
事業者等	地域包括ケア体制の一員として、積極的に在宅生活の継続を支援します。
社会福祉協議会	介護予防・生活支援サービス（生活支援コーディネーターを含む）の創出・運用に協力します。 地域包括ケア体制の一員として、積極的に在宅生活の継続を支援します。
行 政	関係団体・医療機関と連携し地域包括ケア体制の構築に努めます。 介護予防・生活支援サービス（生活支援コーディネーターを含む）の創出・運用を行います。

## 第4章 施策の展開

### 《ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進》

区分	取組内容
市 民	高齢者、障がい者に配慮したまちづくりを望みます。
地 域	地域の高齢者、障がい者に配慮した環境整備に努めます。
事業者等	ユニバーサルデザインに配慮した事業展開に努めます。
社会福祉協議会	ユニバーサルデザインに配慮した事業展開に努めます。
行 政	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。 高齢者等が居住する住宅のバリアフリー化を支援します。

### 《避難行動要支援者への体制構築》

区分	取組内容
市 民	行政や地域が行う防災訓練等に進んで参加するとともに、災害時には、隣近所の人と助け合って行動し、安否の確認や応急救護に努めましょう。
地 域	日頃から、防災訓練の実施や、隣近所の人の安否確認など相互協力について確認しておくとともに、災害時には、地域住民への情報伝達、避難誘導や、避難行動要支援者の避難を支援します。
事業者等	日頃から、防災訓練の実施、物資の備蓄等に努めるとともに、災害時には、市や防災関係機関の応急活動や避難場所の提供等に協力するなど、自発的な防災活動に努めます。
社会福祉協議会	市や地域と協働して、避難行動要支援者の避難支援体制の充実に努め「室蘭市避難行動要支援者プラン」の実施等に協力します。 災害ボランティアセンターの機能充実に努めます。
行 政	市地域防災計画に基づき「室蘭市避難行動要支援者プラン」を作成して、避難行動要支援者や避難支援関係者の安全を確保しながら、迅速に避難等を行うための体制作りを支援します。

## 第4章 施策の展開

### (2) 安心な福祉サービスの提供

誰もが安心して住み慣れたまちで暮らすことが出来るように、福祉サービスの充実を図り、福祉サービスが必要な方へ適切に提供します。

#### 《福祉サービスの充実》

区分	取組内容
市 民	福祉活動や福祉サービスに关心を持ち、必要な情報を共有しましょう。 福祉サービスが必要と思われる人がいる時は、民生委員・児童委員や福祉委員等につなぎましょう。
地 域	福祉サービスが必要と思われる人の情報を共有し、適切に関係機関・団体につなぎます。
事業者等	関係機関・団体と協働し、事業の特色を生かした福祉サービスの情報提供や充実に努めます。
社会福祉協議会	福祉サービスを必要とする方が気軽に利用できるように、分かりやすく、迅速に提供できるように努めます。 今後も様々な福祉ニーズに対応できるよう、関係機関・団体とも連携して福祉サービスの充実と提供を行います。
行 政	広報紙やホームページ等により、福祉サービスが必要な方へ情報を提供します。 関係機関・団体と連携して、地域の福祉課題や福祉サービスを必要とする人等の情報・ニーズを把握して、適切な福祉サービスの充実と提供を行います。

## 第4章 施策の展開

### 『新たな総合事業（生活支援サービス等）の展開』

区分	取組内容
市 民	進んで介護予防事業に参加するとともに、地域の介護予防事業にボランティアとして参加しましょう。
地 域	地域の高齢者が参加しやすいサロンや生活支援等の総合事業に、地域での取り組みを目指します。
事業者等	利用者ニーズを把握して新たな総合事業を実施します。
社会福祉協議会	福祉的観点で新たな総合事業に参加し、地域の困りごと軽減に向けた総合事業を目指します。
行 政	全市的に様々な取り組みが行われ、地域の高齢者の選択肢が広がり、利用が拡大するよう、事業者等への支援を行います。

### 『第三者評価・自己評価の促進』

区分	取組内容
市 民	サービス利用に際しては、十分な説明・情報を求めて判断しましょう。
地 域	地域の事業所のサービス向上への取り組みを求めます。
事業者等	福祉サービス向上のため、第三者評価を受けるなど、サービス向上に努めます。
社会福祉協議会	福祉事業のサービス向上のため、自己評価を実施します。
行 政	福祉サービスの向上のため、事業者の第三者評価、自己評価の実施・公表を推奨します。

## 第4章 施策の展開

### （3）生活困窮者の自立支援及び子どもの貧困対策の推進

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するためには、法に基づく支援のほか、関係機関や他の制度、多様な主体による支援が必要です。また、子どもの貧困対策も含め、地域資源の活用や住民理解の促進、福祉関係の枠を超えた新しいネットワークの構築など、地域づくりを行っていきます。

#### 《生活困窮者自立支援》

区分	取組内容
市 民	困りごとがある場合は、一人で抱え込まずに身近な人や民生委員児童委員、相談支援機関に相談しましょう。 生活困窮状態で支援が必要と思われる人がいる時は、民生委員児童委員や相談支援機関等につなぎましょう。
地 域	生活困窮状態で支援が必要と思われる人の情報を把握し、見守りや助け合いなど地域でできる支援を行うほか、適切に関係機関・団体につなぎます。
事業者等	関係機関・団体と協働し、事業の特色を生かした生活困窮者の自立に向けた取り組みに協力します。 就労による自立を支援するために、就労の場の提供や就労体験の場の提供に協力します。
社会福祉協議会	福祉資金の貸し付けや支援物資の提供を行うほか、市と関係機関・団体と連携して、生活困窮者の把握と支援及び自立に向けた事業に取り組みます。 心配ごと相談を中心に相談しやすい環境づくりに努めます。
行 政	対象者の早期把握に向け、全庁的な連携体制を機能させるとともに、地域や関係機関・団体と連携し、生活困窮者が相談しやすい環境づくりに取り組みます。 就労準備支援事業や家計相談支援事業、学習支援事業など関係機関・事業者・団体と連携して、生活困窮者の自立に向けた事業に取り組みます。

## 第4章 施策の展開

### 《子どもの貧困対策》

区分	取組内容
市 民	子どもの貧困率が高いといわれるひとり親家庭など支援が必要と思われる場合は、プライバシーに配慮しながら民生委員児童委員や相談支援機関等につなぎましょう。
地 域	生活困窮世帯の子どもの情報を把握し、適切に関係機関・団体につなぐほか、見守りなど地域でできる支援を行います。
事業者等	関係機関・団体と協働し、事業の特色を生かした子どもの貧困対策の取り組みに協力します。
社会福祉協議会	生活困窮世帯の子どもを地域で見守ることのできるサロン事業等や将来の社会的自立につなげる学習支援事業の充実を図ります。
行 政	子どもの貧困対策には、教育支援や生活支援、保護者の就労支援、経済的支援など多くの部署が関わることから、連携を密にし、他の関係機関とも連携の上、効果的な支援に努めます。

## 第4章 施策の展開

### （4）権利擁護の推進

成年後見制度、金銭管理、虐待対応など様々な問題を抱える市民の権利を的確に擁護する体制を作ります。

《日常生活自立支援事業・成年後見制度の周知と室蘭成年後見支援センターの活動推進》

区分	取組内容
市 民	認知症の高齢者や障がいによって日常生活で支援が必要な人がいる時は、地域の民生委員児童委員、福祉委員等につなぎましょう。
地 域	認知症の高齢者や障がいによって日常生活で支援が必要な人がいる時は、支援につなげるための専門機関への連絡など仕組みを作ります。
事業者等	事業活動などを通じて、支援が必要な人を見つけて適切な専門機関と情報を共有し、より適切な支援につなげていきます。
社会福祉協議会	日常生活に支援が必要な高齢者や障がい者に対し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う、日常生活自立支援事業をより利用しやすくして継続実施します。 適正に成年後見業務を遂行しながら、西胆振各市町と広域的な運用による後見業務を行います。また、市民後見人の養成と成年後見制度の周知・啓発に努めます。
行 政	各種相談機関や医療機関、各地域包括支援センター、民生委員児童委員などと連携して、成年後見制度が必要な人を早期に発見して、市長申立を含め支援を行います。 成年後見制度の普及と利用支援に努めます。

## 第4章 施策の展開

### 《虐待防止とDV（ドメスティックバイオレンス）防止》

区分	取組内容
市 民	近隣などで怒鳴り声や泣き声、身体的外傷あるいは育児放棄（ネグレクト）などの虐待やDVが疑われる場合は、警察や児童相談所、民生委員児童委員等の関係機関に知らせましょう。
地 域	虐待やDVが疑われる人がいる場合は、関係機関に通報するなど適切な対応をするとともに、日頃から地域で孤立者を出さないよう見守り活動などの支援をします。
事業者等	保育所や幼稚園、学校、障がい者・高齢者通所施設など、利用者の様子に変わりがないかなど日頃から注意を払いながら処遇します。 従事者の知識・技術の向上を図り、虐待防止に努めます。
社会福祉協議会	虐待やDVなどで福祉的な支援が必要な人に対して支援を行います。
行 政	警察や児童相談所、各種相談機関、医療機関、各地域包括支援センター、民生委員児童委員などと連携して、虐待やDV被害の未然防止、早期発見・対応などを行います。 各種相談機関等の運営を支援し、虐待、DV対策を進めます。

## 第5章 計画の推進

## 第5章 計画の推進

### 市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政の協働による計画の推進

地域福祉を推進するためには、市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政がそれぞれの立場で知恵を出し合い、協力して取り組むことが重要です。

様々な地域の課題を共有し、一緒に検討して解決方法を見つけ、共に行動をすることで、誰でも安心して暮らせるまちを目指します。

#### <市民>

地域福祉を進めていくためには、お互いに支え合う意識を広めたり、福祉の心を育む教育に加えて、地域福祉を支える人材の確保が必要です。

そのため、市民一人ひとりが地域福祉への理解を深め、自らが地域を構成する一員として、身近なところで何ができるのかを考え、協力して行動することが大切です。

#### <地域>

住んでいる地域が、より活気つき、みんなが交流し助け合えるようになることが、地域福祉の推進に欠かせないことです。

それぞれの地域には、民生委員児童委員や町内会・自治会、商店街などの団体やサークル、サロンなどが、地域のために様々な活動を行っています。

しかし、高齢化や担い手不足など、現状と将来は厳しいものとなっている地域が多くあります。このため、それぞれの活動団体・サークル等がお互いを理解し、連携・協力して地域福祉の推進を図っていくことが重要です。

#### <事業者等>

事業者等は、それぞれ専門性・機能性などを有しており、地域の一員として、住民との交流・支援などの役割が期待されます。

地域の拠点づくりなどを通じて、社会福祉法人やNPO法人、サービス事業者、医療機関、企業等が持つ社会資源（建物・人・24時間等）を活用して、町内会・自治会やボランティア団体等と連携して福祉活動の推進を図ることが重要です。

## 第5章 計画の推進

### ＜社会福祉協議会＞

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として法で位置付けられています。

また、民生委員児童委員、老人クラブ、介護サービス事業者、ボランティア等の事務局を担うとともに、様々な地域福祉関連事業を展開しており、計画の着実な推進に欠かせない存在であり、関係機関同士の橋渡しや連携、情報共有化の取り組みなど地域福祉の中心としての活躍が期待されます。

### ＜行政（市）＞

市は、本計画に掲げる施策を総合的に推進・実施することに努めます。

市内のどの地域に住んでも、それぞれの地域特性や生活環境に応じて、安心・安全に暮らすことができるまちづくりを進めます。

そのためには、市民、地域、事業者等、室蘭社協と十分に連携を図るとともに、より利用しやすく効果的な行政サービスの提供・周知を行い、地域福祉の推進に努めます。

## 室蘭社協重點推進事業

## 基本目標

- 1 「互いに尊重し理解をすすめるまちづくり」
- 2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

### 重点推進事業 ① ★サロン事業の拡大

現 状	各地区で「子育てサロン」「高齢者サロン」「地域サロン」として開催されている。自宅に近く誰もが参加しやすく困りごとなどの把握には有効な手段の一つであることから、各地区民生委員児童委員協議会や地区福祉協議会などと連携しながら取り組んでいる。
課 題	「子育てサロン」「高齢者サロン」「地域サロン」が各地区で開催されてきているものの市内全域での開催には至っていない。一人暮らし高齢者などを対象とした“ふれあい昼食会”を開催しているが、各地域年1回の開催でも30%前後の参加率となり、男性参加者が少ない状況となっている。市内で高齢者が増加している中、町内会行事や老人クラブ行事などにも参加しない風潮があり、地域の繋がりが希薄化しているため、困りごとの相談や生活などの支援が得られない高齢者も多くなっている。
解決の方向	既に開設しているサロンの楽しさを理解し参加者増に繋がるようPRに努めるほか、市内全域でサロン開設が行われるよう地区民生委員児童委員協議会、地区福祉協議会、町内会・自治会、老人クラブなどに対して、子どもから高齢者までを対象にしたサロン開設を呼びかけると共に協賛していただけるサロン開設団体には助成金の支給と他サロンでの運営情報の提供及び茶菓などの現物支援などの検討を進める。
実践項目	連携団体等
1 ふれあい昼食会から地域サロン開設への移行協議	民生委員児童委員協議会、地区福祉協議会
2 地域サロン開設支援	民生委員児童委員協議会、地区福祉協議会

## 基本目標

1 「互いに尊重し理解をすすめるまちづくり」

重点推進事業 ②	★自主財源の確保
----------	----------

現 状	室蘭社協の財源は、受託事業を除くと社協会費・寄附金・助成金が中心となっており、自主事業の財源確保が難しい状況となっている。また、人口・世帯減少などにより減少している。						
課 題	少子高齢化や子どもや若者の貧困など支援を求める市民が増加し支援内容も多岐にわたっている。そのため、室蘭社協に求められる様々な福祉サービス財源の確保が難しい状況となっている。また、寄附金収入の減少や収益事業も行っていないので自主財源に余裕がない状況である。						
解決の方向	他市町村社協での実践を調査・研究して、室蘭に合う方法で実現を目指す。						
実践項目		連携団体等	28	29	30	31	32
1   自主財源の確保	民生委員児童委員協議会、地区福祉協議会等		実施				→

## 基本目標

1 「互いに尊重し理解をすすめるまちづくり」

重点推進事業 ③	★地域福祉応援企業の拡大
----------	--------------

現 状	地域福祉に理解を示し支援をいたしている企業が限られており、室蘭市の企業数に見合った地域福祉を支えていただける企業を開拓する必要がある。						
課 題	地域福祉に対する企業の温度差が大きく、多くの企業に室蘭市の地域福祉を支えていただけるようPRに努める必要がある。						
解決の方向	商工会議所などを通して、地域福祉の必要性や取り組みに理解をいただき参加していただけるようにPR活動強化に努める。						
実践項目				連携団体等	28	29	30
1	地域福祉応援企業の拡大	商工会議所等			実施		
							→

## 基本目標

### 2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

重点推進事業 ④	★地区福祉協議会と福祉委員の活動強化
----------	--------------------

現 状	市内12ヶ所の地区福祉協議会がそれぞれの地域状況にあわせて地域福祉を推進するため、会に所属する福祉委員が子どもからお年寄りまでの見守り、声かけ、日常生活の困りごと相談などで活動している。						
課 題	一部、地区福祉協議会と町内会・自治会及び各地区民生委員児童委員協議会との連携不足や福祉委員の周知不足及び福祉委員の業務内容の認識不足などが見受けられる。また、福祉委員の高齢化と後継者不足があり、活動状況についても強弱が見受けられる。次頁の考え方のとおり、活動状況などに第1～3ステージまであり、個々の状況に応じて最終的には全て第3ステージになるように取り組みが必要である。						
解決の方向	福祉委員研修（傾聴・ケアラー・認知症対応の講習など）の充実を図り、市町内会連合会や各地区民生委員児童委員協議会に、地区福祉協議会や福祉委員の活動に理解を得て連携を深めることができるように（月1回の見守り会議の開催など）働きかけを行い、住民には担当福祉委員と福祉委員活動を知ってもらうPRカードなどの取り組みを進める。						
実践項目	連携団体等	28	29	30	31	32	
1 福祉委員研修の充実	地区福祉協議会	実施					→
2 室蘭市町内会連合会など関係機関との連携	地区福祉協議会	検討	→	実施		→	
3 福祉委員PRカード作成拡大	地区福祉協議会	実施				→	

## 福祉委員体制の進捗度と完成に向けた考え方

進捗レベル	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	備 考
ステージ毎の判定状況	1.福祉委員が民生委員だけで福祉委員単独者がいない 2.福祉委員として何をしていいのか分からぬ状況 3.町内会や町会長の理解を得られない状況	1.福祉委員が見守り活動を実施しているが組織的に動いていない。 単独で頑張っている状況 2.町内会と地区福祉協議会との連携や連絡が取れていない状況	1.民生委員を中心に月1回福祉委員が見守り状況の話し合いを行い(町内会単位) 地域の状況を町内会にも知らせ、共同歩調を取っている状況 2.地区福祉協議会と各町内会の連携が取れていて、互いに補完できている状況	1.地区福祉協議会の状況を町内会単位でステージレベルを判断し、個々の対応策を進めなければならない 2.各地区福祉協議会は町内会単位で第3ステージに持っていくように活動を行う
室蘭社協や地区福祉協議会が行わなければならない活動	1.町会長に福祉委員制度の理解を働きかける 2.町会長・地区福祉協議会長・民生委員と共同で福祉委員を掘り起こす 3.ふれあい昼食会に参加している元気な高齢者に福祉委員の入会を働きかける	1.福祉委員カードの配布 2.季節のハガキ作戦 3.ふれあい昼食会からサロンへの移行による、見守りのより良い方法への理解活動 4.地区連合町会の会議に福祉の代表として地区福祉協議会会長・幹事長が出席の働きかけ	1.マップ活動 2.月1回の定例福祉会議の実施 3.地区連合町会の会合に福祉の代表として地区福祉協議会会長・幹事長が参加 4.サロン活動の活性化 5.福祉輸送の実施(自家用車による)	
必要な福祉委員の研修	1.福祉委員とはどのような仕事 2.介護制度の内容 3.困ったときの相談相手は?	1.傾聴技術のレベルアップ 2.認知症の対応について 3.サロンの運営手法	1.ケアラーモードの構築(専門性)	

## 基本目標

2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

重点推進事業 ⑤	★民生委員児童委員協議会との連携強化
----------	--------------------

現 状	市内 12 ヶ所の地区民生委員児童委員協議会に所属する民生委員児童委員は、地域住民の立場に立って、福祉に関する相談や支援、福祉サービスの情報の提供などを行い、それぞれの担当地域において、地域福祉推進の担い手として活動し室蘭社協とも密接に連携しています。
課 題	少子高齢化が進み一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増加して支援を必要とする住民が増えると共に、子ども・若者の貧困への対応も含めた生活困窮者の自立支援など民生委員児童委員に求められる役割が多岐にわたり増大している。そのため、これまで以上に関係機関と連携を深めて対応する必要が生じており、室蘭社協は事務局としての役割が非常に大きくなっている。
解決の方向	室蘭社協は民生委員児童委員の事務局として、室蘭市、地域包括支援センター、地区福祉協議会、室蘭警察署などと情報共有やスムーズな連携が出来るように、情報収集や提供などを図る取り組みが必要である。
実践項目	連携団体等
1 每月の会長会議などの充実	民生委員児童委員協議会
	28
	29
	30
	31
	32

## 基本目標

### 2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

#### 重点推進事業 ⑥ ★ボランティアセンターの運営強化

現 状	ボランティアセンターでは、ボランティア活動者の発掘、養成、連絡調整などを行うコーディネーターを配置して、人と人とのふれあいや温かい思いやりのあふれた地域社会を築くために、ボランティア活動者が高齢者などへの雪かき活動、清しき布作り、視覚障がい者への朗読録音図書作成やガイドヘルパーなど活発なボランティア活動を展開する支援を行っている。					
課 題	核家族化・少子化などにより、地域社会における人間関係の希薄化が進み自分のこと以外は行政にゆだねる傾向がある一方で、高齢化などによる日常生活の困りごとへの支援や生活困窮状態への支援及び大規模災害発生時の支援などにおいても、自発的に個人の経験や能力を生かして利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動が求められている。					
解決の方向	大規模災害時におけるボランティア活動のマスコミ報道を見てボランティア活動に興味・関心を持つ人が増えてきているので、ボランティア養成講座の開催や児童・生徒のボランティア活動普及事業及び災害ボランティア研修会などの開催を通してボランティア活動者の発掘・養成などの取り組みを進めていく。					
実践項目	連携団体等					
28	29	30	31	32		
1 ボランティアセンターの充実強化	ボランティア連絡会	実施	→			

## 基本目標

### 2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

#### 重点推進事業 ⑦ ★室蘭市町内会連合会との連携強化

現 状	地域福祉を推進するためには、室蘭市町内会連合会（以下「市町連」）の協力支援がなければ不可能なことから、室蘭社協の理事及び評議員に市町連の役員に就任していただき事業方針などの協議に参画をいただいている。また、市町連役員と室蘭社協会長以下と定期的に意見交換会を行い連携を深めている。昨年度には、室蘭市・室蘭市町連・室蘭社協の3者で更に密接に連携するため具体的な取り組みなどを検討する作業部会を設置している。				
課 題	室蘭社協の活動を支えている地区福祉協議会と福祉委員が町内会・自治会及び地区連合町会と連携が図られていない状況もあり、様々な場面で協力できる体制構築が必要である。また、高齢者一人暮らしや高齢者夫婦世帯が増加することでこれまで以上の見守りと支援が必要となってくることが予想されることから、それぞれが中心・補完的な役割を明確にする必要がある。				
解決の方向	町長・自治会長に地区福祉協議会会長・福祉委員の活動理解を得られるように様々な機会を通してPRなどに努める。福祉委員の選任では、町長・自治会長の推薦を得て就任して、それぞれの役員に就任し定期的な会議に参加して情報共有と協力体制を構築する検討も市町連と相談しながら進めいく。				
実践項目	連携団体等				
1 町長・自治会長から福祉委員の推薦をする仕組み	室蘭市町内会連合会、地区福祉協議会				
2 町内会・自治会と地区福祉協議会などの連携	室蘭市町内会連合会、地区福祉協議会				
	28 検討	29 実施	30	31	32

## 基本目標

### 2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

重点推進事業 ⑧ ★地域の福祉人材の発掘	
現 状	町内会・自治会役員、福祉委員の確保が難しく、現行役員の高齢化と組織の維持も難しくなってきている。
課 題	年金受給年齢の引き上げによる高齢者雇用継続や核家族化及び少子化などにより地域の連帯感が薄れ人間関係の希薄化も進んでおり、町内会・自治会役員、福祉委員の確保が難しく現行役員の高齢化も進んでおり、このままでは活動の停滞と組織の維持が難しくなってきているので、早急な対策が求められている。
解決の方向	社会的な課題の解決に貢献したい人の発掘と地域福祉の活動状況をPRして理解者を増やすために、市内企業や関係団体に働きかけて退職年齢に近い社員と地域の団体との交流事業の実施を検討する。
実践項目	連携団体等 28 29 30 31 32
1 退職間近な人などと地域の団体との交流会	地区福祉協議会等 検討 実施 →

## 基本目標

### 2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

重点推進事業 ⑨	★福祉移送サービス
----------	-----------

現 状	一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加により、山坂の多い室蘭では買い物、通院、銭湯などでの支援が必要となってきている。回数も多いためタクシーや福祉タクシーでは経済的な負担が大きくなっている。						
課 題	高齢者の増加により、様々な移送形態のニーズや利用時間、あるいは山坂の多い地形などを考慮すると、公共交通機関の利用は難しくタクシーでは年金生活者には経済的な負担が大きいものとなっている。そのために、地域支え合いの仕組みのなかで高齢者のニーズに合った利用方法と利用金額となるような仕組みを検討する必要がある。						
解決の方向	既に冬期間に高齢者宅の雪かきをする雪かきボランティア事業を実施し、ボランティアの皆さんが高い齢者の冬期間の生活を支えている状況もあるので、移送手段についても、国の規制緩和により自家用車による送迎も可能となったことから、雪かきレンジャーの仕組みを活用して、送迎で困っている人とボランティアで自家用車による送迎をしていただける人をそれぞれ会員になってもらって送迎サービス導入の検討を進める。						
実践項目	連携団体等	28	29	30	31	32	
1 関係機関との協議		実施					→
2 諸手続き及び周知募集			実施				→
3 福祉移送サービス				実施			→

## 基本目標

### 2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

#### 重点推進事業 ⑩ ★ポイント制によるボランティア在宅支援

現 状	現在、65歳以上の高齢者が介護施設で行うボランティア時間に応じてポイントを付与する介護支援ボランティア事業を行っており、ボランティア活動者の生きがいづくりや健康づくりに効果を上げている。 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加により、在宅でのボランティア活動の要望も出てきている。
課 題	在宅におけるボランティア活動には、活動範囲や確認方法、あるいは財源をどこで確保するか検討すべき課題が多いが、今後とも一人暮らし高齢者世帯などが増加し、日常生活でのゴミ出しや買い物付き添いなどにおいて、ボランティア活動者の協力が不可欠なことから、仕組みを構築する必要がある。
解決の方向	現在の介護支援ボランティア事業の仕組みを活用して、双方の事前登録と仕事の内容区分及び財源負担のあり方などの検討を進める。特に地域と交流が少ない場合には認知症の発見や心配ごとの相談内容により様々な機関への橋渡しが可能となり早期の問題解決に繋がる可能性がある。在宅支援時の単独訪問は、個人間の問題発生の危険性があることから二人体制での訪問を検討する。
実践項目	連携団体等
1 ポイント制によるボランティア在宅支援	28 29 30 31 32 民生委員児童委員協議会等 検討 → 実施 →

## 基本目標

### 2 「『お互いさま』地域で支え合うまちづくり」

重点推進事業 ⑪	★支え合いマップの運用と拡大
----------	----------------

現 状	一人暮らし高齢者などを対象に、民生委員児童委員と福祉委員などが連携し見守りや声かけなどの支援を行うために、追直地区、御前水・御崎地区、東明地区、本室蘭校地区の4ヶ所で民生委員児童委員、福祉委員、町内会の皆さんのが協力して支え合いマップを作成し見守り活動に効果を上げている。そのため、他の地域でも取り組みが広がるように呼びかけを行っている。
課 題	担当地域の面積や世帯数、担当する民生委員児童委員や福祉委員及び町内会・自治会役員の人数により作成が難しいと考える団体や作成には相当数の時間がかかると思っている団体もあるので、引き続き支え合いマップの有効性や作成に向けた手法などについて説明をする必要がある。
解決の方向	今後とも各団体に作成を呼びかけると共に支え合いマップが地域の見守りに有効であることなどの説明を行う。また、担当地域の全てを対象にマップを作成することは難しい場合が多いことから、作成する意向のある団体と協議して可能なケースから作成を始めることとし、例えば担当地域の一部から作成を始めることも検討する。
実践項目	連携団体等
1 支え合いマップの運用と拡大	民生委員児童委員協議会
	実施
	→

## 基本目標

### 3 「安心・安全なまちづくり」

重点推進事業 ⑫	★福祉委員と福祉専門職との連携
----------	-----------------

現 状	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることが出来るよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められている。					
課 題	要介護認定数が多くなると想定される2025年では、現在のような医療・介護のシステムでは対応が難しいことが想定されることから、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する。そのために、医療機関、介護施設、地域包括支援センター、ケアマネージャー、民生委員児童委員、福祉委員、老人クラブ、町内会・自治会、ボランティアが連携することが必要である。					
解決の方向	地域包括ケアシステム構築のため、介護予防・日常生活支援総合事業は地域づくりの始まりなので、地域包括支援センター、民生委員児童委員、福祉委員、町内会・自治会が連携して取り組めるよう協議を進めていく。					
実践項目	連携団体等	28	29	30	31	32
1 介護予防・日常生活支援総合事業	地域包括支援センター等	検討	実施	→		

## 基本目標

### 3 「安心・安全なまちづくり」

重点推進事業 ⑯	★チョコット困りごと解決サービス
----------	------------------

現 状	一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加している状況で、力仕事や高所作業など自力では難しい場合が出てきているため、子どもや友人知人などに依頼しているが時間がかかったり、場合によっては、放置している場合もある。
課 題	ゴミ出しや電球取り換え、話し相手など困りごとの内容は多岐にわたり、誰がどのように協力して費用徴収するかなどの仕組みができていない。また、善意で困りごとの解決をしているものと想定されるが、頼むのに気兼ねしたり、作業中のケガやものを壊した場合に負担は誰が行うのかなど検討すべき課題が多い。
解決の方向	他地域の先進的な事例を参考にするとともに、大まかな作業範囲を設定して時間で料金を決めるなど、ボランティア事業の仕組みを活用しながら実現に向けての検討を進める。
実践項目	連携団体等
1 チョコット困りごと解決サービス	地区福祉協議会等
	28 検討
	29 実施
	30
	31
	32

## 基本目標

### 3 「安心・安全なまちづくり」

重点推進事業 ⑯	★生活困窮者支援事業の充実
----------	---------------

現 状	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援などを平成27年度から行っている。室蘭市直営の「自立相談支援事業、住居確保給付金の支給」、室蘭社協への委託「家計相談支援事業、学習支援事業」を開始している。
課 題	生活困窮者への支援では、相談⇒家計相談支援⇒場合によっては緊急融資⇒就労支援⇒自立と言った流れがそれぞれ有機的に連携する必要がある。また、相談者の状況が、これまで引きこもりやニートといった状態では社会経験なども必要になる場合があり、相談者の実態にあわせた支援が必要である。そのため、相談から自立までが完結できる体制が必要であり、相談者の対応を協議するケース会議も迅速に開催できる環境が必要である。
解決の方向	室蘭市や室蘭社協が機能を持ち寄って一力所で完結できる体制づくりの検討を進め、室蘭社協が有する民生委員児童委員、地区福祉協議会、ボランティア連絡会などの連携協力のもと相談者の自立支援に向けた協議を進めると共に困窮世帯への支援方法の一つとして、子供食堂やフードバンク（フードサイクル）の実現を目指す。

実践項目		連携団体等	28	29	30	31	32
1 生活困窮者自立支援事業の充実		室蘭市、民生委員児童委員協議会等	実施				→
2 子供食堂		NPO、ボランティア等	検討	実施			→
3 フードバンク（フードサイクル）		NPO、ボランティア、社協等	検討	実施			→

## 基本目標

### 3 「安心・安全なまちづくり」

重点推進事業 ⑯	★成年後見支援センター運営
----------	---------------

現 状	平成25年度に設置して、これまで札幌家庭裁判所室蘭支部から後見人の選任を受け法人後見を行うと共に平成28年度からは、室蘭市・登別市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町も含めた広域的な後見業務を行っている。また、市民後見人養成に向け、平成25年度の市民後見人養成講座を全て受講した受講者を対象に、3市3町が連携してフォローアップ研修を実施してノウハウの蓄積に努めている。また、室蘭市の一部受講者には法人後見業務の一部を担っていただき、将来の市民後見人のノウハウを積んでもらうために後見業務支援員として活動いただいている。					
課 題	室蘭成年後見支援センターでは、法律改正の動きなどを注視し後見業務を進める中でノウハウの蓄積に努め、万が一の事故に繋がらないよう法人組織がチェック体制を取っているものの、活動範囲が西胆振地域の広範囲になることで移動中の紛失・盗難などの危険性が増すことから充分な注意を持って活動する必要がある。また、市民後見人養成に向けても札幌家庭裁判所室蘭支部の意向などを十分確認しながら、市民後見人養成に取り組む必要がある。					
解決の方向	室蘭成年後見支援センターとして、首長申立による後見人選任を目指しているため、潜在的に被後見人となる方を相談から申立まで支援を行う必要がある。また、後見業務の理解を得るための説明会や講演会なども充実を図っていく。法人後見で事故などが発生しないように十分なチェック体制を継続し、必要な都度、見直しを行っていく。市民後見人養成に向けても札幌家庭裁判所室蘭支部の意向などを十分確認しながら、市民後見人として活動できる体制づくりを進めていく予定である。					
実践項目	連携団体等	28	29	30	31	32
1 法人後見の充実	札幌家庭裁判所室蘭支部等	実施				→
2 市民後見人の養成	札幌家庭裁判所室蘭支部等	検討	→	実施	→	



基本理念	基本目標	基本施策	実践項目 平成28年6月現在	主な具体的な取組 ※★重点推進事業 ※は新規検討 ★事業拡充 (国等の施策に応じて毎年度見直し)
互いに尊重し 支え合いにつくる だれもが安心してくらせるまち むろらん	市民一人ひとりが、生活や活動の中で地域の福祉課題や必要とされる取り組みに目を向けて、差別や偏見がなく福祉サービスを受けたり、提供したりする地域福祉活動の実践に取り組みます。  市民一人ひとりが「お互いさま」の気持ちで相手に接し、助け合い、支え合いの心を育むことで思いやりのある地域づくりの推進につながり、地域で支え合うまちづくりを進めていきます。	1 互いに尊重し 理解をすすめる まちづくり	(1) ノーマライゼーション理念の普及	心のバリアフリーの推進 障がい者理解の推進 認知症の方への支援 ①★サロン事業の拡大 むろらん障がい者デーへの協力、聴力障がい者用ファックス購入助成 地域包括支援センター・民生委員児童委員等関係団体との連携
			(2) 相談支援の充実	相談体制の充実 相談支援機関との情報共有と連携の推進 心配ごと相談所の運営
			(3) 情報発信の強化	福祉情報の発信 プライバシー・個人情報の適正な取り扱い 各種規程の整備と順守 情報共有化による支援体制の整備 「たすけあいチーム」の推進と充実 福祉だよりの全世帯配布、②※自主財源の確保、③※地域福祉応援企業の拡大
		2 『お互いさま』 地域で支え合う まちづくり	(1) 地域で支え合う仕組みづくりの推進	地域ごとの課題の把握 ④★地区福祉協議会と福祉委員の活動強化（福祉委員PRカード作成拡大）、ふれあい昼食会 ⑤★サロン事業の拡大 ⑥★民生委員児童委員協議会との連携強化
				顔の見えるネットワークの構築 ④★地区福祉協議会と福祉委員の活動強化（福祉委員PRカード作成拡大）、⑤★民生委員児童委員協議会との連携強化
				世代間交流の促進 ①★サロン事業の拡大
			(2) 地域福祉活動の推進	活動・交流の拠点づくりと連携の促進 ①★サロン事業の拡大
				健康・介護予防の推進 介護支援ボランティア事業、ふれあい市民農園
				ボランティアの育成 ⑥★ボランティアセンターの運営強化、雪かきレンジャー、子育てレンジャー
			(3) 地域福祉の担い手づくりの推進	町内会・自治会との連携 ⑦★室蘭市町内会連合会との連携強化
				知識や技術、経験を活かしながら活動できる仕組みづくり ⑧※地域の福祉人材の発掘、⑨※福祉移送サービス、⑩※ポイント制によるボランティア在宅支援
				地域での孤立化の防止 ふれあい昼食会、ハガキ活動 ①★サロン事業の拡大
			(4) 地域見守り活動の推進	住民相互のネットワークづくり ⑪★支え合いマップの運用と拡大
				活動団体のレベルアップと交流・連携の推進 関係団体との連携
				地域包括ケア体制の構築 ⑫★福祉委員と福祉専門職との連携、地域包括支援センターとの連携
3 安心・安全な まちづくり	(1) 住み続けられる環境づくりの推進	ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進 情報発信等での検討 避難行動要支援者への体制構築 ⑬※チョコット困りごと解決サービス、⑤★民生委員児童委員協議会との連携強化		
		福保健サービスの充実 自動消火器等設置事業、布団乾燥サービス、訪問サービス、車椅子の無料貸出、紙おむつ・清拭布の無料支給		
		新たな総合事業（生活支援サービス）の展開 総合事業との連携		
	(2) 安心な福祉サービスの提供	第三者評価・自己評価の促進 関係団体との連携		
		生活困窮者の自立支援 ⑭★生活困窮者支援事業の充実、生活支援事業、生活福祉資金の貸付、福祉資金の貸付		
		子どもの貧困対策 ⑮★生活困窮者支援事業の充実、生活支援事業、交通遺児へ援護金の支給		
	(3) 生活困窮者の自立支援及び子どもの貧困対策の推進	日常生活自立支援事業・成年後見制度の周知と室蘭成年後見支援センターの活動推進 ⑯★室蘭成年後見支援センター運営		
		虐待防止とDV（ドメスティックバイオレンス）防止 関係団体との連携		
		権利擁護の推進		

## 資料編

## 資料編

### ★これまでの福祉に関する主な法律の状況

成立・改正年	法律名
平成9年	介護保険法 児童福祉法（大改正）
平成11年	知的障がい者福祉法（精神薄弱者福祉法から改正）
平成12年	社会福祉法(社会福祉事業法からの改正) 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法） 老人福祉法（介護保険法施行による改正）
平成15年	次世代育成支援対策推進法
平成17年	障がい者自立支援法 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成24年	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法） 障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律(障がい者虐待防止法) 子ども・子育て支援法
平成25年	生活困窮者自立支援法 子どもの貧困対策の推進に関する法律

## 資料編

### 用語説明

#### あ行

- NPO・NPO法人

社会福祉などの公益活動を行う営利を目的としない民間の組織。中でも特定非営利活動促進法に基づき都道府県等から認証を受けたものをNPO法人（特定非営利活動法人）という。

#### か行

- 関係機関・団体

福祉・教育・就労などに関わる行政機関やNPO法人等の総称

- 協働

地域や社会の課題解決に向け必要な公共サービスを市民全員で支えるために、市民や行政がお互いの特性や能力を生かしながら連携、協力して住みやすいまちづくりに向け取り組んでいくこと。（※室蘭市協働のまちづくり指針における定義）

- コーディネーター

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

#### さ行

- 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉の推進を目的とした民間の社会福祉法人。市民、企業、団体等も会員となっている。

- 社会福祉法人

社会福祉施設の経営などの社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。

## 資料編

- **生活困窮者自立支援法**

平成 25 年 12 月に成立し、平成 27 年 4 月から、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための様々な取り組みが行われる。

- **成年後見制度**

知的障がい、精神障がい、認知症等により、自分で金銭管理や財産管理などが出来なくなった人に、家庭裁判所から選任を受けた人が本人の代わりに契約の締結等を行い本人の不利益にならないように保護する制度。

- **事業者等**

福祉サービスを提供している行政や社会福祉法人、NPO 法人、サービス提供事業者のみならず、医療機関や一般企業等を含む室蘭市内で事業を営む組織の総称。

### た行

- **地域包括ケア体制**

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住い、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。本計画では、将来的に高齢者に限らず全ての市民を対象とする包括的な仕組みとして機能させることを目指している。

- **地域包括支援センター**

地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種を配置することとしている。

- **地域資源**

地域の諸問題を解決するために活用できる人的・物的資源のこと。

## 資料編

- 地区福祉協議会

市内を12地区に分けて、その地区の福祉委員が所属する組織で、会長・幹事長を置き地域内で支援を要する人の把握と見守りに対する体制づくりを行う。

- 地区民生委員児童委員協議会

市内を12地区に分けて、その地区毎に会長・副会長を置き、民生委員法に基づきその地区の民生委員が地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行っている。また、会長は、室蘭市民生委員児童委員協議会に参加し、毎月、第1木曜日に会長会議を開催して、地域福祉に関わる意見交換や情報交換及び研修会などを実施している。

- 地区連合町会

市内を15地区に分割した各地区内の町会・自治会で構成される組織。相互の連絡調整を図り、親睦を深め、協力して地域の発展と健全な町内会・自治会活動の進展に寄与するため必要な事業を行う。

### な行

- 日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

- 認知症

色々な原因で脳の細胞が萎縮や機能しなくなったり、働きが悪くなったりするために様々な障がいが起こり、日常生活等で支障が出ている状態で進行具合によって、症状の違いがある。

- 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症高齢者やその家族を見守り、自分で出来る範囲で支援を行う人のこと。

## 資料編

### は行

#### ・バリアフリー

高齢者、障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差等の障壁除去を指すことが多いが、障がいのある人等の社会参加を困難とさせている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去するという広い意味でも用いられる。

#### ・避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生する恐れある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。

#### ・ひきこもり

「ひきこもり」の意味は時代とともに変化しているが、現在の厚生労働省の定義では、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月続けてひきこもっている状態」をいう。（時々は買い物などで外出することもあると言う場合も「ひきこもり」に含めるとしている。）

#### ・福祉委員

室蘭社協が委嘱する地域の状況に精通している民間の協力者（民生委員・児童委員を兼ねている方も多い。）地域における見守りや声かけなどを行い、地域福祉の推進役として支援が必要な方の地域生活を支援する。

#### ・ボランティア・ボランティア団体

個人の意思により社会福祉に関する奉仕活動に参加する人。

若しくは社会福祉に関する特定の目的を達成するために組織化された団体。

## 資料編

### ま行

- ・**民生委員児童委員**

民生委員法に基づき委嘱された、地域住民から社会福祉に関する相談を受け、支援を行う人。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。また、民生委員は子どもの見守りや子育ての相談等を行う「児童委員」を兼ねており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

- ・**室蘭市町内会連合会**

市内の各地区連合町会に加入している町内会・自治会等の住民自治組織で構成される組織。

市内町内会・自治会の連絡調整を図り、町内会・自治会活動の推進、会員相互の交流・情報交換、地区連合町会の組織の充実、行政と連携したまちづくりの推進のため必要な事業を行う。

### や行

- ・**ユニバーサルデザイン**

高齢者や障害のある人のみならず、可能な限り全ての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。





## 室蘭市民憲章



わたしたちは、白鳥湾の美しい自然のなかで、たくましく発展している港湾と商工業のまち、室蘭の市民です。

わたしたちは、このまちを愛し、市民であることに、誇りと、責任をもち、さらに、豊かな未来をめざし、ここに、市民憲章を定めます。

- 1 健康で働き、明るく楽しい家庭をつくります。
- 1 老人をうやまい、子どもの夢をはぐくみ、あたたかい心のかようまちをつくります。
- 1 自然を愛し、環境をとのえ、緑豊かなまちをつくります。
- 1 のびゆく港と、産業を育て、未来を開く希望のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、教養を深め、文化のかおりあふれるまちをつくります。

(昭和47年8月1日制定)

## 室蘭市いきいき明るい福祉都市宣言

わたくしたちは、心身ともに健康でやすらぎのある生活をおくれるまちが願いです。

市民一人ひとりは、すすんで自らの健康を保ち、明るくうるおいのある家庭をつくり、互いに尊重し思いやりのある心をもち積極的に社会参加をし、ふれあいとあたたかい地域社会をめざして、だれもが安心して暮らせる生きがいのあるまちづくりにつとめます。

ここに、室蘭市を「いきいき明るい福祉都市」とすることを宣言します。

(平成6年3月31日制定)

発行：平成28年6月

編集：室蘭市保健福祉部高齢福祉課

住所：〒051-8511 北海道室蘭市幸町1番2号

電話：0143-25-2872 FAX：0143-25-3330

ホームページ：<http://www.city.muroran.lg.jp>

Eメール：[fukushi-soumu@city.muroran.lg.jp](mailto:fukushi-soumu@city.muroran.lg.jp)



## 社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会

住所：〒050-0083 北海道室蘭市東町2丁目3-3ハートセンタービル

電話：0143-83-5031 FAX：0143-47-0123

ホームページ：<http://www.muroranshakyo.jp>

Eメール：[info@muroranshakyo.jp](mailto:info@muroranshakyo.jp)

